

平成21年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成22年1月20日(水)

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより、平成21年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。このたびはよろしくお願ひいたします。

では、資料につきまして、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【区政情報課長】それでは、区政情報課長です。

最初に、本日の資料とは直接関係ありませんが、新宿区で、新宿区の魅力を発信する冊子としまして、『東京人』の2月増刊号を発行しましたので、議員の皆様にはもう既にほかの場所でお配りしておりますので、それ以外の委員の皆様にもきょうお配りさせていただいております。

また、中にモバイル新宿カードというこういう小さいカードなんですけれども、そのカードを中に挟み込ませていただいております。こちらのほうも、実は今週の月曜日、1月18日に新宿区のホームページを再構築しまして、リニューアル公開をいたしております。新宿防災気象情報、モバイルのページにアクセスが簡単にできる二次元コードを入れ込んだカードをお配りさせていただきました。また、その裏を見ていただきますと、新宿区がこれも昨年の11月から仮公開をしている、新宿区が協働でつくっております地域ポータルサイトですね。新宿ノートというサイトを、今、仮公開しております。2月、来月本格公開になりますけれども、そちらのサイトの二次元コードもこちらのほうに印刷をさせていただいております。これを携帯でかざしていただきますと、そのサイトのほうに行けるという形になっております。ぜひご活用、また皆さんにPRをしていただければと思います。

『東京人』につきましては、各書店で700円で販売をいたしておりますので、PRをぜひしていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の資料をご説明いたします。

初めに、平成21年分の源泉徴収票についてでございます。平成21年分の源泉徴収票につきましては、先ほど各委員の皆様にお渡ししました本日の報酬のほうに同封をしております。21年分の確定申告にご活用をお願いいたします。

本日の資料としましては、事前にお配りした資料としまして、本日の次第、それから資料54「給与からの住民税特別徴収にかかる外部結合の追加及び審査システムASPサービスの業務委託の追加について」から、資料60「新宿区立学校イントラネットシステム」の構築の状況について」までという形になっております。また、本日机上配付いたしました資料としまして、本日の変更後の次第と次回の平成21年度第7回の開催通知、次第、資料となっております。

本日の説明につきましては、説明者の都合によりまして、申しわけございませんが、資料57

と資料58を最初に変更させていただいております。よろしくお願いいたします。

資料についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何かご質問はございませんか。資料は届いておりますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】ありがとうございます。

それでは、次第に沿って、中の審議に入っていきたいと思います。

まず、資料57の「聞こえに困っている人のためのリハビリテーション講座業務委託について」でございます。どうぞご説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料57の件名「聞こえに困っている人のためのリハビリテーション講座業務委託について」について、ご説明いたします。

条例の根拠は、第14条第1項、業務委託でございます。

それでは1枚おめくりください。事業の概要でございます。

担当課は福祉部の障害者福祉課でございます。

目的は、難聴者の社会参加のため、聞こえに対する周囲の理解を広めるものでございます。

対象者は、聞こえに困っている人及びその家族、支援者です。

人数は40名でございます。

事業内容は、平成22年度協働事業に採択された「聞こえに困っている人のためのリハビリテーション講座」です。聞こえやコミュニケーションの学習を通して、聞こえに困っている人の社会参加を進め、聞こえに対する周囲の理解、地域の理解を広めるものでございます。

内容は、講座形式による聞こえに関する学習及び手話・朗読の勉強です。

規模ですが、全20回で、前期10回、4月から9月まで、後期10回、10月から3月までを予定しております。

実施の場所は、区立地域センター2カ所でございます。

実施方法は事業委託でございます。

それでは次のページをごらんください。情報の保有課ですが、障害者福祉課と高齢者サービス課でございます。

登録業務の名称は、中途失聴・難聴者リハビリテーション事業（協働事業）でございます。

委託先は、特定非営利法人東京都中途失聴・難聴者協会でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目です。委託先に提供する項目は、講座受講申込者の住所、氏名、年齢、電話番号、そして障害の程度でございます。

処理させる情報項目の記録媒体ですが、紙と、それから電磁的媒体を予定しています。

委託の理由ですが、聞こえに困っている人の社会参加を進め、聞こえに対する周囲の理解、地域の理解を広める目的で、当該法人の協働提案の事業として実施するためでございます。

委託の内容は、まず1点目が講座のカリキュラムの編成、2点目が講師の選定、3点目が講座の運営管理でございます。

委託の開始時期及び期限ですが、平成22年4月から23年3月末日まででございます。次年度以降も協働事業として決定した場合は、以降継続とします。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たり、別紙「特記事項」を付します。

次に、受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、まず1点目としまして、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定します。2点目としまして、提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管します。3点目としまして、パソコン等の電磁的記憶媒体に利用制限を設けます。例えばパスワード等の保護をかけるなどをします。

裏面は特記事項でございます。この中で、4番のところの適正な管理ですが、「乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理に当たらなければならない。」というのがありますので、前のページのようにいたしたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

では、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

ひやまさん。

【ひやま委員】すみません、ちょっと基本的にお聞きしたいですけれども、この業務の申し込み対象者が40名で、その申し込みの受付業務と、それと40名の選定業務というんですか、それは区で行うんですか、それとも委託業者が行うんですか。

【障害者福祉課長】申し込みの受け付けは区で行います。

【ひやま委員】対象者は40名なんですけれども、少ない場合はいいんでしょうけれども、多い場合の選定方法、またその多く来た場合の情報処理、個人情報の処理はどういう形で行います

か。

【障害者福祉課長】多く来た場合はやむを得ないので抽選という形になります。その場合、受けられない方の情報が集まってきてしまうということで、もちろん、40名を選んで、それ以外の方の情報は委託先には渡さないで、区のほうで処理します。

【会 長】よろしいですか。

久保委員、どうぞ。

【久保合介委員】課長が説明するところで、2ページの内容というところですが、講座形式による聞こえに関する学習、手話・朗読とおっしゃったんですけれども、読話というのはどういう意味なのかなという点と、それから中途失聴・難聴者と書いてありますが、この中途というのはどこにかかるのかな。中途失聴、中途難聴というか、途中でなければ対象にならないというふうに聞こえるんですが、そこら辺を説明していただきたいんですが。

【障害者福祉課長】失礼しました。読話は、しゃべる人の口の形を見て、何を言っているかを読み取る、耳の聞こえない方が読み取るものです。読み間違えて失礼いたしました。

それから、中途失聴・難聴者なんですが、途中でなければだめだということではありません。難聴者の方、最初から難聴者の方でも大丈夫なんですが、恐らく多いのは途中から、最初から難聴の方は手話ができるので、そんなにもうニーズがそもそもないのではないかな。中途から失聴された方は手話を獲得するのなかなか難しいし、高齢になれば非常に対象者が多くなってしまうというところがありますので、中途失聴・難聴というのがありますが、必ずしも途中でなければならぬということではございません。

【久保合介委員】ありがとうございました。

【会 長】どうぞ、小菅委員。

【小菅委員】3ページの委託理由ですが、対象者40名であることから、区の職員で対応はできないのでしょうか。委託理由にはそのことは触れていないと思うんですが、どうしても外部に委託しなきゃできないんでしょうか、40名でも。

【障害者福祉課長】この事業は協働提案事業として、もともとが特定非営利法人東京都中途失聴・難聴者協会というところから事業の提案がありまして、それを受けて区が、この特定非営利法人と一緒に協働で行うものでございます。それで委託を行うものでございます。

【久保合介委員】会長、関連して。

【会 長】どうぞ。

【久保合介委員】お答えが何か不十分に聞こえるんですけれども、やはり区の職員ができたと

しても非常に専門的なことでしょう。だから専門にやっているこの協会でないとはやはり難しいという理由があるんだったら納得できるんですけども。

【障害者福祉課長】今、久保委員がおっしゃったとおりで、対象者40人だけの講座であれば、確かに規模的には区の職員ができるかとも思うんですが、内容的に非常に専門的なノウハウが要求されるものですから、ちょっと区の職員だけで行うのは難しい。それでこの法人と協働で行うものでございます。

【会 長】ほかにいかがですか。

それでは、鍋島委員。

【鍋島委員】ここの処理させる情報項目の紙と電磁媒体なんですけれども、電磁媒体というのがどういうものが教えてほしいのと、それから電磁媒体だったらパソコンに取り込むと思うんですけども、特記事項のほうでも2番で、終了した後も漏らしちゃいけないとはなっておりますけれども、5番で複写してはならないというのがあるので、もしパソコンに取り込んでしまった場合には、それは返すということだけで消えないので、それは消していただいて、その後始末をどうするのか。やっぱり個人情報ですから、40名だったら、何で電磁媒体を渡さなきゃならないのかわからないので、教えてください。

【障害者福祉課長】電磁媒体というのは、パソコン処理した、電子データで。

【鍋島委員】DVDですか。

【障害者福祉課長】はい、そうです。パソコン上の。

【鍋島委員】じゃ、取り込まないとできませんね。

【障害者福祉課長】はい。それで、なぜ40名なのに電磁的媒体を使うのかということなんです。内容に変更が生じた場合、やはり紙ですと、一回一回書き直してということになるんです。電磁的媒体ですと瞬時にそこだけ訂正ということが出来ますので、やはり電磁的媒体が非常に効率的に事務処理ができるということで、電磁的媒体を使いたいと考えています。

【鍋島委員】それで、その後処理はどうですか。取り込んだものを複写してはならないとなっていますけれども、取り込むということは複写になってしまいますね。

DVDだと書き込み禁止になっているのだと思うんですよね。DVDに書き込み禁止になっているとしたら、本体に複写せざるを得ない。

【障害者福祉課長】すみません、時間をとらせてしまいました。

参加される方を名簿にして、基本的には紙でお渡しするんですが、それを、紙のほかにフラッシュメモリーに入れてお渡しをする。それはパスワードをかけて、パスワードで保護をかけ

てお渡しするという形にします。

コピー云々というお話がありました。そこについては、契約を委託の法人と行うときにコピーはしないようにということで、そういった項目を契約の中に盛り込んで行うということを考えております。

【副会長】今の鍋島委員のおっしゃったことに関連するんですけども、複写の意味、これは情報課長に。どういう意味かを皆さん、この委員会で再確認したほうがいいと思うんですが。

複写という意味、言葉の意味ですけども、今のように、何でも媒体がありますよね、DVDでも何でもいいんですけども、そういう媒体を渡して、その媒体から向こうのパソコンに記憶させるまでは、そのことは複写と呼んでいないんじゃないかと。そこまでは提供に入っているんじゃないかというふうに何となく思っていたんですが。その一回、向こうに記憶したものをさらに数をふやしていくこと、これを複写と我々は理解していたんじゃないかなと思って。

ちょっと今の鍋島委員のは大変厳しい質問なので、媒体から向こうのパソコンに取り込むこと自体を複写と多分理解されたんじゃないかと思うので、それだとちょっと、常に複写という問題が発生するので、ここでは委員の間でその、この特記事項の複写の意味を確認しておかないと、ちょっと議論が混乱するかなと。

【鍋島委員】フラッシュメモリーで本体取り込みしないで、フラッシュメモリーだけを変更するとか。だからDVDだと書き込みできませんけれども、フラッシュなら書き込みできますから、だから本体に取り込まなければ。取り込んだ場合には、それこそいろんな情報の漏洩があったり、それから後始末として、落としてもなかなか落ち切れないんですよね。だから入っちゃったものを落とすのは大変なんですよ。だから、消してもまだ残っている場合がありますから。

だからやっぱりそのところは、電子媒体だったら、フラッシュで、本体に取り込まないで作業してくださいとか、それをもし取り込んだらそれを消して、消さなかった場合は自分の責任ですよとか、何かちょっとそれはやっぱり。とても今、怖い事態が起こっていますから。銀行だって流されちゃって、ハッカーに流されちゃっているのがありますから、お願いします。

【区政情報課長】すみません、今の鍋島委員の質問と山口副会長からのお話なんですけれども、特記事項の中に書いてある複写等の禁止、5項になりますけれども、ここに書いてある複写または複製というところは、山口副会長からお話がありましたように、与えられたもののほかに別途、もう一つデータを予備につくるとか、そういった形ですので、データの提供自体の中に

はハードディスクに落とすというところまで含まれるということで、事務局では考えておりません。

ですから、鍋島委員のご質問は非常に本質的なところだとは思いますが、今回の処理につきましても、やはり電磁データのやりとり自体はありますので、それがハードディスクに落とせないということになってしまいますと作業等が非常に制約されてしまいますので、今回については、あくまでPCについてはパスワード等の保護をかけて、あと、作業終了後はすべてそのデータを消していただくということで処理をしていきたいと考えております。

【鍋島委員】きちっと消すという文言がどこにも入っていませんでした。

【副会長】今の鍋島委員のは、7の資料等の返還のところのただし書きに、「甲が別に指示したときは、その指示による。」というふうになっていますので、この指示で、そのパソコン内のデータの抹消をきちっとしていただくように指示するというにしたらいかがでしょうか。これは別にこの件だけじゃなくて、今まで皆この特記事項でやっているわけなので、鍋島委員のご指摘のような、確かに問題があるといえはるわけですから、ここをむしろ特記事項をもう少し、今の問題をわかりやすく、今後の特記事項はちょっと記載を明確にさせていただいたほうがいいと、私は思います。

【鍋島委員】40名なのに何でと思ったのも1つあります。

【区政情報課長】今、山口副会長のご指摘のとおりですので、特記事項についてはちょっと検討させてください。

【会長】お願いします。

どうぞ、林委員。

【林委員】東京都の、これはリハビリテーション事業で、東京都中途失聴・難聴者協会というところですから、まず間違いはないと思われるんですけども、普通、電子媒体物から出たものが、例えばコンピューターの用紙だとかフラッシュメモリーだとかDVDだって、今いろいろありますけれども、そういうものについて、最後は区のほうが全部完全破棄、要するに破棄の問題ですけれども、普通、民間の会社、特に銀行とか、ある一部の国の官庁なんかのあれを見ると、基本的にはそういう専門の処理の会社が化学的に溶かしちゃうような会社のあれからをあれして、一つの方法論として、区のほうが完全にそれが安心したと、いろいろの防止のために、見切るために、そういう会社のほうから何月何日付で溶かしました、完全に焼却しましたという証明書をとってというような方法をとっているところが多いんですよね、最近だんだんふえていますけれども。そんなようなことを何か、最終的にどういうふうにするのかと

いうことをちょっと教えていただきたいんですけども、今、私が申し上げたような方法はお考えですか。

【障害者福祉課長】先ほど林委員がおっしゃったようなところまでは考えておりませんで、フラッシュメモリーを返却していただくということを考えております。

【林委員】ですから、いろいろな事故というか事件がかなりなくなった。最近も多発していませんけれども、別に区というあれではないんですけども、要するにどこかいったと。最後まで見切った形でやらないと、個人情報というのは保護されないんじゃないかなと。

ですから、これはいい例として、そういう専門の、処理する専門の会社が、化学的な会社が、国なり都なりというのが推薦している会社がありますから、そういうところにちゃんと委託するような形で。証明書が発行されるんですね。それを盛ると一応免責になるんじゃないかなという気はします。

【区政情報課長】林委員のご指摘なんですけれども、個人情報保護、多分それは可能だとは思いますが、ただ費用の問題が出てきてしまうんですね。ですから、今現在、区で行っていますのは、基本的には紙の情報は返していただく、返却していただく。同じく電磁的媒体についても返却をしていただくと。区のほうで、それについては当然、それぞれ廃棄の処理をしていますので、個人情報が含まれるものについては区が適正に処理をするという形で考えております。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、ただいまの件は、特記事項につきまして、副会長からご指摘がございました。そういうふうにご検討をお願いしたいと思います。林委員のご意見も何らかの形で反映するようにしてください。

では、これはそういうことで、報告事項ですから了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

次、資料58にまいります。「精神障害者等社会参加促進配食サービス事業の業務委託について」でございます。どうぞ、ご報告をお願いします。

【障害者福祉課長】それでは、障害者福祉課長でございます。引き続きご説明させていただきます。

件名は「精神障害者等社会参加促進配食サービス事業の業務委託について」でございます。こちら、条例の根拠は第14条第1項の業務委託でございます。

それでは1枚おめくりください。事業の概要でございます。こちらは、事業名はここにあり
ますように精神障害者等社会参加促進配食サービスでございます。

担当課は障害者福祉課でございます。

目的ですが、ほかの方、他者との接触が困難な精神症状があるために、障害福祉サービスに
結びつかない障害者の方に配食サービスを実施することによって、安否の確認と見守り、及び
モニタリングというのは状況の把握なんです、モニタリングを行いながら、障害者の社会復
帰及び社会参加の促進を図るものでございます。

対象者は、新宿区内に住所を有するひとり暮らしの方、または同居の家族がいても高齢者が
他の障害がある方で、他者との接触が困難な精神症状があり、買い物や食事づくりが困難で、
かつ次の各号のいずれかに該当する方でございます。ただし、既に障害福祉サービスを利用中
の方や、高齢者配食サービスの利用が可能な方については対象としません。

まず1点目は、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。これは精神障害の方の障害者手
帳でございます。(2)の自立支援医療(精神通院医療)受給者証を所持している方。これは
精神障害の方の医療費の助成の制度でございます。それから上記の(1)(2)に該当しない
が、これらに準ずる方でサービスの必要があると保健センター及び障害者福祉課の保健師が判
断した方でございます。

事業の内容ですが、サービスの内容は、利用決定者の住居に、受託事業者、これは弁当の食
事の配送の事業者ですが、弁当を配食し、安否の確認を行います。それから、受託事業者の行
う配食・安否確認とはまた別に、同時に相談支援事業所の職員、それから保健センターの保健
師、障害福祉課保健師が利用者に継続的なモニタリングを行い、障害福祉サービス及び地域活
動支援センターの利用を促します。

まず利用の流れですが、1番としまして、サービス利用の申請は、区内5カ所にあります相
談支援事業所、それから4カ所の保健センター、障害者福祉課で受け付けます。

としまして、申請を受け付けた場所の職員または保健師が、認定調査表に基づきまして聞
き取り調査をして、申請者の状況を把握します。

3番目としまして、申請書類及び認定調査表を障害者福祉課で取りまとめ、配食サービス提
供の可否の決定を行います。

4番目に、障害者福祉課は、配食の受託事業者に委託決定通知書と、それから利用者の状況
を送付します。

5番目としまして、利用者は事業者から利用券を事前に購入し、これを配食のときに食事と

交換します。

6番目です。受託事業者は、これは配食の受託事業者ですが、障害者福祉課に実際に行った配食数及び利用者の状況等を、利用券を添えて報告します。

7番目に、障害者福祉課は、弁当配送の受託事業所からの報告を受け、利用者の状況を把握します。また、利用者のモニタリングを行う機関を決定し、利用開始後のモニタリングを委託します。

8番目に、委託を受けた相談支援事業所または保健センターは、その利用者の利用後の状況の変化等のモニタリングを行い、継続的に相談関係を保ちます。また、利用者に障害福祉サービスの利用を勧め、社会参加促進を図ります。

非常にわかりにくいかと思しますので、かいつまんで説明しますと、対象になる方は、精神障害等をお持ちで、他人と接触が難しい、他人と接触するのが苦手になって引きこもりがちになっている方でございます。配食サービスを行うことをきっかけに、それをきっかけに、配食サービス自体が目的ではなくて、配食サービスを行うことをきっかけにして、人と接触して福祉サービスにつなげていき、社会的な孤立を防ぐものでございます。

ここで情報を提供するの、弁当の配食の事業者と、それから最初に申し込みを受け付けをし、その後モニタリング、その方の状況の把握をして相談に乗っていく、その2つの役割をしていく地域活動支援センターですとか保健センター、この3つになります。

それでは、次のページをごらんください。ちょっとしつこくなっちゃうんですけども、委託先は2種類で、申し込みとその後のモニタリングをするところがまず1種類目。2種類目は、配食の事業者でございます。最初の申し込みとその後のモニタリングをするところというのは、民間の相談支援事業所と、それから保健センターでございます。配食の事業者については、これの3ページの次のところになるんですが、それは入札でこれから決めます。

それでは、3ページのところを説明させていただきます。こちらは、相談、申し込みとその後のモニタリングをするところの委託先でございます。

まず委託先のところですが、1番目が新宿区内の民間事業者である相談支援事業所5所でございます。名称はここに具体的に書いてある5つです。もう一つは、新宿区の保健センター4所です。

それから、委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、まず1番目です。委託先に収集させる項目は、調査表による実態把握と利用開始以降のモニタリングを委託するため収集させる項目としまして、申請者の記載する申請書の内容。対象者と、それから対象者と申請者が違

う場合は申請者も書いていただきます。それから配食の希望日、食事に対する要望、緊急連絡先、その他の要望です。

としまして、申請者に認定調査を行う上で収集すべき項目ですが、こちらは職員が申し込み時に聞き取りで調査をします。

それから、の利用者のサービス利用開始後の反応、状況の変化、要望等ですが、これはサービス開始後にモニタリングの中で収集する情報でございます。

2番目に、委託先に提供する項目です。こちらは、モニタリング及び継続的に相談関係を築いていくために必要となる利用者に関する項目でございます。こちらは基本情報、それから家族や関係機関の有無、サポート状況、そして現在の病状や医療の状況等、精神症状把握に必要な項目、そして4番目に緊急時の連絡先でございます。

処理させる情報項目の記録媒体ですが、こちらは紙と電磁的媒体です。

委託の理由ですが、相談支援事業所及び保健センターに、本人同意に基づいて申請受け付け及び調査表による実態把握を委託することにより、効果的・効率的に事業を実施し、申請者の利便性の向上を図ります。また、利用開始後のモニタリングを委託することにより、利用者に相談機関が身近にあることを認識していただいて孤立感をなくし、他者と接触する機会をふやして、地域生活を送ることができるようにするものでございます。

委託の内容です。まず1点目、本事業の申請受け付け。それから2点目が、調査表をもとに、精神障害者、家族等の実態把握、調査表・記録の作成です。3番目に、本事業、利用開始以降、利用者のモニタリングの継続的实施と、利用による状況変化等を把握し、それにより障害福祉サービスの利用のお勧めや、地域活動支援センターの利用に向けての支援を行います。

それでは次のページをごらんください。委託に当たり区が行う情報保護対策ですが、契約に当たり、別紙の特記事項を付します。

受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。それから、提供された情報は施錠できる金庫に保管する。そして3点目としまして、パソコン等の電磁的記憶媒体に利用制限を設けるというものでございます。

それでは、次のページをごらんください。こちらは登録業務の名称は同じなんですが、委託先は、入札により配食業者を決定するものでございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、委託先に提供する項目は、まず配達及び緊急時に関係機関への連絡に必要な項目でございます。次に、本人以外に配食を受け取る可能性がある場合にのみ提供する項目としまして、同居家族の有無や利用者とのご関係です。3番目

に、利用者及び受託事業者の安全を確保するために提供する項目としまして、現在の病状等、配達し利用者と接する上で必要な情報です。4番目に、緊急時及び不在時の連絡先として提供する項目で、緊急時の連絡先です。

2番目に、委託先に収集させる項目ですが、配食の配達時の異変や病状不安定等、問題の有無を判断し、障害者福祉課へ報告するために必要となる項目です。これは配達時の利用者の状況等です。

処理させる情報項目の記録媒体ですが、紙と電磁的媒体です。

委託の理由ですが、区内全域にわたる配食サービスであり、区職員が調理配送を行うことは困難であるため、食品衛生法第52条の規定による飲食店営業許可を受けている事業所に、調理及び配食を依頼する必要があります。また、区職員以外の人と接することにより、社会参加の第一歩としたいと考えています。

委託の内容です。障害者福祉課が送付する委託決定通知書に基づき配食を行い、配食時の状況を記録する。作成した記録は、回収した利用券とともに障害者福祉課へ報告していただきます。

委託の開始時期及び期限は、平成22年4月1日以降、継続します。

委託に当たり区が行う情報保護対策は、契約に当たり別紙を付します。

受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定すること。提供された情報は施錠できる金庫に保管すること。パソコン等の電磁的記憶媒体に利用制限を設けるといふものでございます。

後ろの特記事項につきましては、先ほどと同じでございます。

説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】質問じゃなくでお願いなんですけれども、この委員会が大体2時間、いつも時間切れで次へ次へと回っていきます。この資料は事前に配られて、僕らは全部読んでこなきゃいけない。説明にこれを全部読まれていたのでは審議する時間がなくなります。少なくともどうしても口頭で説明を加えておかなかつたら十分でないなというものを、よって説明していただきたい。

今ずっと聞いていましたら、最初から最後まで読んだんです。これでは幾ら時間があつたっ

て足りない。これからは読む説明はやめてほしい。そのことをぜひお願いしたい。

以上です。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】かわのです。一つは、この事業は大変、当事者には待たれている事業だと思いますけれども、そもそも対象者というのは、なかなか数を特定するのは難しいかとは思いますが、大体どのぐらいの数になるだろうというふうに、そちらではつかんでいるんですか。

【障害者福祉課長】初めての年なので、20名ぐらいを考えております。

【かわの委員】それはさっきの事業もそうですけれども、定員はそれはそれでいいんですけれども、大体、いわゆる対象になるであろう人が、区内に、だからこの対象になるような人ほどのぐらいの数が、新宿区内にはそういう障害をお持ちの方がいらっしゃるだろうというふうに把握しているかということについて。

【障害者福祉課長】精神障害者の手帳を持っていらっしゃる方は1,400名くらいです。ただ、その方たちの中で、本当に社会的に孤立しているという方はそんなに数は多くないと思われまので、またいろいろな障害福祉のサービスを受けていらっしゃる方が多いので。

先ほど20名と申し上げましたが、4つの保健センターで5名程度、それぞれに5名程度というふうに考えておまして、それで20名というふうに想定しております。

【かわの委員】要はその20名というのは、この事業の、実際に4月から始めて、それを受けられる人がその20名というぐらいということなの。そうじゃなくて、そもそも全体のこの事業の対象者になる人が20ということなの。ちょっと後ろで何かいろいろ言っているけれども、どっちなんですか。

【障害者福祉課長】先ほど申し上げましたように、手帳をお持ちの方は1,000名以上いらっしゃるんですが、いろいろな福祉サービスを大部分の方が受けていらっしゃるって、本当に引きこもっているいろいろなサービスを受けていらっしゃらない方は20名以下ではないかというふうに考えております。

【かわの委員】ということは、このサービスをすれば、そのうちの例えば3割とか4割の人がこの事業のサービスを受けるだろうというふうに思われますが、みんなが受けるということはそれはまずあり得ないことですからね。そういう数の個人情報はこちらに業務委託の会社に移るんだと、そういう認識でいいんですか。

【障害者福祉課長】はい。

【かわの委員】じゃ、数名とか十数名ぐらいということですか。

【障害者福祉課長】恐らく20名以下であろうという想定で考えております。

【かわの委員】わかりました。

それからもう一つ、配食業者ですけれども、これはかなり、数は今言うと、そうするとそんなにたくさんいないので、ああそうかなと思いますけれども、ただ地域的にはかなり広がると思いますので、地域活動支援センター自身も随分いろんなところに広がっていますけれども、これは配食業者というのは1社を予定しているのか数社を予定しているのか、それはいかがですか。

【障害者福祉課長】数社の予定でございます。高齢者サービス課でも配食をしていますが、同じ入札で行いますので、数社になる予定です。

【かわの委員】そうですか、わかりました。最初のほうの相談支援事業者のそれぞれの5つのセンターと、それから保健センターはともかくとして、その5つの事業所というのは、これからずっと、区がいろんな事業をやっているところですから、それはかなりそういう、個人情報の問題については認識は随分あるだろうというふうに思いますけれども、配食業者についてはどうかなとちょっと心配したものですから、そこが今、高齢者のほうでやっているのと大体同じようなところを予定しているとするれば、初めてのこういう受託ではないだろうから、それらについては、個人情報の保護ということについては、それでもまだ十分保護するようにきちんと、委託のときには説明してあげてやってください。

以上です。

【会長】どうぞ。

【副会長】関連しまして、今の配食業者の仕事のうちなんですけれども、これは情報を収集させることを委託することになりますよね。私、全くこういうことはどういう状況にあるかわかりませんが、例えば、玄関の扉の外で渡すとか、玄関に入って渡すのかとか、あるいは上がって部屋に入って渡さないといけないとか、そういう場所とか形態とか、それから質問の内容ね。これ何か質問事項が決められていて、こういうことは聞いてきなさいと、こういうことは見てきなさいとか、そういう何かチェック事項があるのかどうかですね。そういうこともなしにフリーに配食業者にやりますと、配食業者、レベルをわかりませんが、会社が一定のレベルを持ったとしても担当者が変わればレベルが違ってもいいし、そういうところを、これは今、委託という形で出てきていますけれども、これ情報収集の問題なんですよ、このテーマは。一番大きなこの議題のテーマでは、情報収集をいかに間違いなく、ご本人の意思に反しないで情報を、個人情報を得ていいかという議論だと思うんですよ。これはちょっとその

点に意識がないというところをまず指摘したいんですけれどもね。だから、むしろ情報収集をしていいかどうかというテーマで、これ、議題を立てるべきだと思うんですね。

それで、今申し上げている問題なんですけれども、ここらはもうちょっと細かく決めていただかないと、やはりちょっと何か事故が起こる、トラブル。少なくとも情報を収集した、個人情報収集を収集してきて、その収集してきて保管中の個人情報が流れるというのは、皆さんよく、新聞でもいろいろな事件が発生してきているからおわかりだと思うんですけれども、問題はこういう個人的な情報をどこまで勝手に収集していいかということだと思うんですね。ただ見て、見たから書いていいよといっても、部屋の中を見ているわけですよ。道路から建物を見たんじゃないくて、玄関に入り、あるいはわかりませんが、部屋まで入って見た状況の報告が区に上がってくるとするとすれば、それはちょっと結構問題だろうと思うんですね。だから、そういう配達業者が収集する情報を、どういう方法で情報を収集するのか。あるいは収集する項目をきちんと制限というか、明確にした上で、これは委託してほしいというふうに思います。

【鍋島委員】今の関連なんですけれども、私もわからなかったんですけれども、その配食サービスの方が持っていくんじゃないくて、その前にありました、相談担当とか、そういう方がお持ちするんですか。そのところがちょっとわからなかった。

【障害者福祉課長】まず、鍋島委員が今、聞かれたことについては、配送業者がお弁当を持っていきます。

【鍋島委員】持っていらっしゃる。

【障害者福祉課長】はい。それは相談の担当のほうではなくて、お弁当をつかって配送するというのを委託する業者が持っていかれます。

それから受け渡し場所ですが、それはケース、ケースで、その方その方に合わせて、玄関で渡すか、中まで入ってお渡しするかということ、これから考えさせていただきます。

それから、収集する情報についてなんです、それは安否の確認と、それからふだんのご様子と違っているかという、そのところだけを情報収集するということにしたいと考えています。

【区政情報課長】今、山口副会長のご指摘いただいた件なんですけれども、新宿区では、ほかにもぬくもりだよりとか、そういったものを、ひとり暮らしの高齢者の方にお配りしたりしているんです。そういったものについても同じなんですけれども、基本的に安否の確認、そういったものをしていただいているので、ここ、委託先に収集させる項目というふうになっていきますけれども、具体的に個人情報を収集するという趣旨ではないというふうに理解をしております。

ます。

【林委員】副会長が言われたように、これはもう明確に個人情報の収集と保護の問題なんですけれども、収集されるほうのあれは完璧にいろいろ体系づけられているんですけれども、基本的に保護されるほうの立場として、自分の肉体的な欠陥については極めて、やはり知られたくないということで、これを守るプライバシーの権利というのがありますので、そこのところから申し上げたいので。

たまたまこのテーマ、先ほどの課長がおっしゃっていたのもそうなんですけれども、全部これ、テーマを見ると報告となっていますもので、私どもは委員がどこまで申し上げていいか、ちょっと勝手にわからないんですけれども、ここのところで、これから業者が決まってくると思うんですけれども、その業者の中で、今、副会長を初め、鍋島委員が言われるようないろいろの意見の中から、もうちょっと具体的に私考えてみると、第三者には転用はいけないというようなことは覚え書きに書かれているんですけれども、この第三者というのは企業を、要するに個人を言うのか企業を言うのか、両方とれちゃうんですけれども、内容から考えて、この調査表というものの動きからモニタリングの表が中心になるようなんですけれども、この動きから考えてみると、不特定多数の人がどうしてもこれはかかわってくると。

先ほどから問題になっている事業者の、出入りする事業者等もありますので、その観点から申し上げますと、ただ単純に業者を決めました、取扱責任者と、及びそのあらかじめ指定すると。指定するのはどなたがどういう方法で何を指定されるのか、ちょっとこれだとわからないんですけれども、とにかく、恐らく区のほうからされるんでしょうけれども、担当セクションの方がですね。されるんですけれども、私はここでいう、この人たちの性格上考えても、とても取扱責任者だけが、実際、実務をするのはこの方々ではなくて、極めて、先ほどの耳が聞こえない話、難聴の話にしても、今度の精神障害にしても、ほとんどの人が知らないような情報を、要するに出入りする人たちというのは知っちゃうわけですよ。

ですから、私としては言いたいことは、ここの今後指定された事業所に出入りする者一切について守秘義務を課するというようなあれにしておかないと、きちんとしたものに、厳罰とは言いませぬけれども、きちんとしたルールづけをしておかないと、やっぱり人の口に戸は立たないと言いますから、そこのところからは、幾らここでもって情報を収集するほうばかり立派な議論ができて、保護というところでは、私どもは個人情報保護の立場でもって私は委員をお引き受けしているわけですから、これだと安心して、精神障害のあれなんていうのは特にみんなが思ってあげないと、やっぱりいろいろの問題が出てくると考えられますので、やっぱり

出入りする人、配膳の、食膳の業者を含めて、すべてそういう人たちについても、一応は事業所そのもの、事業会社そのものに、ここに入出入りする人に対してはすべて守秘義務があると、ばーんと張るぐらいのしておいた管理が必要じゃないかなと思います。

【障害者福祉課長】林委員がご心配なさっている事業者につきましては、守秘義務が当然に課せられるものだというふうに考えて、特記事項の2番に、「乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。」というふうになっておりますので、当然に一人一人の配達する方も守秘義務が課せられていると考えております。

【林委員】そこでいう第三者というのは、ですから、私もこれは読んだんですけども、家で読んできて、ここでいう第三者というのは組織をいうのか個人をいうのか、あるいは個人というのは一体だれのことを言って守秘義務を課しているのかなというのは、ちょっとわからなかったんですね。

【障害者福祉課長】ここでいう第三者は、法人はもちろんですが、責任者だけじゃなくて、そこで働く人、一人一人でございます。

【林委員】そうしたら、書いておいたほうがいいんじゃないですか。そこに具体、先ほど副会長からも出ましたけれども、いろいろもうちょっと明確に具体的にということがあるもので、ちょっとぼうよとしたあれではなくて、どうにでもとれちゃうような第三者とか、そういうのって非常に、こういう問題が問題ですからね。精神障害者の方は、我々健康人が論じているわけですから。

【区政情報課長】特記事項の2番目の第三者につきましては、甲と乙以外はすべて第三者になりますから、個人とか法人を含めまして、その他の人には漏らしてはいけないという意味です。

【林委員】申し上げたのは、第三者とはと、今、課長がおっしゃったようなことを、第三者とはというのがここでとれないんですよ。読む方が勝手に解釈してくださいにとれちゃったもので、それで伺っただけですから。

【会 長】どうぞ。

【副会長】私も法律家ですが、その第三者とか議論するより、要するにこのむしろ10項の、従業員に対する教育というのがあるんですから、特記事項の10項ですね。だから、従業員教育を徹底してもらってということのほうが大切だと思いますね。

私の申し入れたいのは、先ほど申し上げましたように、配達員が報告する事項を決めてほしいと思うんですね。しかも、さっき申し上げたように、質問も許すのか許さないか、ただ見て

元気そうだとかどうか程度なのか、もうちょっと何か質問して、体温とか何か、そういうのはわかりませんが、何でもいいんですけれども、そういうような余計なことを聞いてもいいことになっているのか、そういうことをやはりきちっと見る事項とか質問事項というのは限定して、誤りがないようにしてほしいということと、今の従業員については、必ず担当の従業員を、何だったら、多分会社内には記録があると思いますけれども、こちらの区のほうに、配達した担当員も報告させるとか、そういうふうに。しょっちゅう担当者が変わるようなところはちょっと注意して、教育が徹底するようにですね。やっぱり人がどんどん変わりますと教育が徹底しないと思いますので、そういう教育が徹底しているかとか、今のように人が変わらないかとか、そういうチェックをやはりしたほうが、今の第三者の議論もありますけれども、もっと実質的に個人情報、余計なものまで情報収集しないように、かつ漏れないようにというふうにしていただきたいと思います。

【鍋島委員】関連なんですけれども、私もちょっとカウンセラー、こちらにもいらっしゃると思いますけれども、カウンセラー方にもお聞きしますけれども、とても声かけ一つ、それから玄関をあけるときの態度一つ、すごい難しいんですよ、こういう方々ね。それで、しかも社会参加にまで持っていきたいという大きな事業だとしましたら、やはり配達員だからということではなくて、配達の人だけが今接するみたいに感じましたけれども、そのほかにも回って専門家もいらっしゃると思うんですけれども、ともかくそこに接する方の教育を、配食をしたからって社会参加するわけじゃないんですよ。

そのときに気分が悪ければ、玄関一つ、たたき方でもらわないかもしれないんです。そういう方々を扱うということが、どうもちょっとこれ抜けているので、やはりきちっとそのところは、専門家も区にいらっしゃるわけですから、その方々とよくお話しして準備しないと、すごい難しいですね。

それで、私たちのほうもそういうのやっていますのがありますけれども、ちょっとしたことで情報が流されたとか、何にも流していないのに流されたとかいう話をされちゃう人まで出てきますので、よほどこれ気をつけないと、せっかくなにかいいことをなさっても、何かいろいろなことが出てくるのが心配です。この個人情報とはちょっと違ってごめんなさい。申しわけないけれど、そのところはよくお気をつけいただきたいと思います。

【会 長】ひやま委員、どうぞ。

【ひやま委員】今言われたのとちょっと関連だと思うんですけれども、配食サービスの委託の内容のところに、配食時の状況を記録すると。作成した記録は福祉課のほうに報告をするとご

ざいますが、これは何に記録を。ペーパーですか、それとも電磁媒体なのかというのがまず一つ。

【障害者福祉課長】たくさん質問をいただいたので。ひやま委員のただいまのご質問については、紙で報告をいたします。

それから、先ほど鍋島委員からご質問の、配食だけでは社会参加につながらないというご意見ですが、配食は一つのきっかけであって、その次にというか、同時に専門家が訪問してモニタリング、その方の状況の把握をずっと行って、地域活動支援センターを利用してくださいとか、障害者の障害者福祉サービスで、例えば家事援助とかいうのがあるから、こういうのを使ったらどうですかとか、いろいろずっとモニタリングしていきますので、それは大丈夫でございます。

【鍋島委員】配食の方にもぜひ教育してほしいと思います、接し方。何にもならないです。閉じちゃいます。

【会 長】どうぞ。

【ひやま委員】それと今、山口副会長がおっしゃったように、例えば質問事項とか何か、こういう記録して報告するペーパーがあるんでしたら、それを区のほうで作成して、その質問内容から。当然、それにはその方のお名前とか何かも入るわけですよ。そういうのも個人情報だと思いますので、それを業者につくらせるんじゃないし、区のほうで指定の用紙をつくって、それを回収するというような形が一つとれるんじゃないかと思うんですけども、その辺はお考えは。

【障害者福祉課長】配食の方に、こういう報告をしてくださいという所定の様式をこちらでこれからつくります。つくる予定でございます。

【会 長】どうぞ。

【林委員】伺いますけれども、これ、モニタリングは最初から最後まで、まず1番目は最初から最後までモニタリングは同じ方が、専門知識を持った同じ方がずっとされるのかどうか。というのは、何でこんな質問するかというと、ここに書かれている事業者を私は知らないんですが、幾つかの事業者がこれから決まるようなんですけれども、これが東京都あるいは新宿区、恐らく東京都だと思いますけれども、指定業者なのか、要するによく言う特定業者ですよ。特定業者なのか一般業者なのかによっても見方が違って来るんですけれども、そうすると、その中にいる実際に実務をする人というのは、例えば東京都の報告によると、1対2、1対7というのはおわかりになりますか。要するに1人で面倒を見るあれということなんですけれども、そうい

うようなあれになってくると、ちょっと違うかもわからないですけども、要するに調査表、モニタリング調査表というのは、人から人にこういうふうな形で、同じ人がもし、その人に、Aさんには私Aダッシュがずっと最後までやりますという状態でないと、それは結局この方々の間では、たらい回しというおかしいけれども、連絡簿のような形でこういう表が動いていくわけですよ。

そこで私、さっき言った、幾ら従業員教育とかされても、従業員の方々ならいいんだけども、要するに非正規の方がもし入っているようなことがあったりすると、1対2、1対7というような、今、東京都でも問題になっていますけれども、そういう問題が出てくると、そこから結局、人の口に戸は立たない状態で水が漏れていくということは結構、都ではあるんですね。

【障害者福祉課長】まず、区内の民間事業所である相談支援事業所5カ所ですが、これは東京都の指定の支援事業所でございます。

【林委員】そうですね。だから包括支援センターとは違うということですね。

【障害者福祉課長】はい。ですので、その方たちにつきましては、精神保健福祉士の国家資格をお持ちの方がいらして、その方たちには当然に守秘義務が課されているということで、その意味では情報は保護されると考えています。

それから、同じ方がずっとというのは、基本的にはそうだと思うんですが、その事業所の中で、このAさんについてはBという方がずっとできるかどうかというのはちょっと、そこまでは、できるだけ同じ人がということはこちらのほうでお願いをする。だけれども、その中で動くことはあるかもしれないと考えています。

【会 長】よろしいですか。大分意見をいただきましたけれども。

どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】この事業名が、精神障害者等社会参加促進配食サービス、この「等」というのは一体何だろうと思うと、対象者という項目に書いてある。読むのは頭痛い。これはどこが「等」なのかと。僕なりに読むと、ひとり暮らしの者、それから同居の家族が高齢者の者、それから買い物云々と書いてあるんだけど、簡単に言うと、これらに準ずる者でサービスの必要が、保健センターが、及び障害者福祉課の保健師が判断した者という、大ざっぱに言うと3つか4つぐらいに分かれているんですね。僕は、悪いけれども、説明するなら書いたものを読むんじゃなくて、こういうところを説明してほしいんです。この「等」というのは多彩ですよ。ただ精神障害者だけではないんですと。こうこうこういう人が「等」なんですという説明をしてほしいんですね。嫌味じゃないんですけどもね。僕は考えてもわからない。これは

どこが「等」なのかというのを、詳しく皆さんが考えている「等」というのを説明してほしいことが一つ。

もう一つは区政情報課に伺いたいんですけども、この資料58だけはこういうふうになっているんですね。委託に伴い事業者に処理させる情報項目という中に、ここだけは生年月日と年齢を書かせているんですね。書く事項になっているんです。しかし、前の57のリハビリテーションのほうは、あくまでも年齢だけなんですね。そして、今度後ろへ行くと、学童クラブのほうは生年月日だけなんです。統一していただきたいんですね。あるところは生年月日、あるところは年齢、あるところは今言っているように年齢と生年月日。資料というのはいずれ統一しておいてもらわないと、本当に読むほうは混乱します。

ところで聞きますけれども、何でこの58のほうは生年月日のほかに年齢を書かなきゃいけないんですか。年齢というのは、はっきり言って固定したものではないです。その資料を書く日にちによって年齢は変わるんです。生年月日は変わらないです。だからそこら辺、区政情報課、きちっとしてほしいんですよ。あるところは年齢だけ書けばいい、あるところは生年月日を書きなさい、そして今度のように両方書きなさい。これ何で両方書かなくちゃいけないんですかと言いたい。

【障害者福祉課長】まず、久保委員の「等」は何なのだというご質問ですが、こちらは精神障害者の方だけではなくて、例えば身体障害者でも引きこもり状態になられている方もいらっしゃるかと思うんですね。必ずしも精神障害者ということではなくて、ほかの障害、あるいは障害がなくてもですけども、引きこもりの状況になっていて精神症状がある方ということで、ここでは必ずしも精神障害者だけではないという意味で「等」をつけさせていただきました。

それから、3ページのところの対象者の年齢ですが、これは委員のおっしゃるとおり、生年月日があれば年齢は要らないということで、これは削らせていただきたいと思います。

【久保合介委員】2ページになっているけれども、対象者の真っ先に来るのが、でひとり暮らしの者と書いてあるんですね。ひとり暮らしの者なら対象になるんじゃないですか。対象者の第1番にひとり暮らしの者と書いてある。修飾語がないですよ。

【障害者福祉課長】ここでは、ひとり暮らしの方が、2番目として、同居の家族がいても高齢者かほかの障害がある方で、それから他者との接触が困難な精神症状がある方で、なおかつ、買い物や食事づくりが困難であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するということになっておりまして、これは と はどちらかなんですが、そのほかの項目につきましては、他者との接触が困難な精神症状がある方で、なおかつこうこうで、こうこうで、下の(1)(2)ある

いは(3)のどれかということになっております。

すみません、わかりにくい表現で申しわけございません。

【久保合介委員】本当にわかりにくいんです、これ幾ら読んでも。一体対象者はどういう人なのかというのが本当にわからない。それで「等」がついているのかもしれないけれども、どうなんですと言って、わからないのは当たり前、「等」なんですからと言われそうだけれども、はっきり言ってこの書き方では、一体どういう人が対象者かわからない。だから、自分が対象者なんだというのがわかるように、ちゃんをつくってください。お願いします。

【障害者福祉課長】はい。申しわけありませんでした。

【会長】ありがとうございました。大分ご質問いただいたと思いますけれども、よろしいでしょうか。

まず、質問の内容をもう少し簡略にしてほしいという久保委員のお話がありました。確かに諮問事項と了承事項の間では多少の違いがあっただけかと思うんですね。そのあたり、1回考えてみてください。ご説明するときに、こういうのを書くということは、こういうことをカットしてもよろしいんじゃないかとか、こういうのはやっぱり大事だから、ここでもちゃんとこちらの意向を伝えて、委員会のご意見をいただかなければというような、そういう区別みたいなものを1回考えてみてくださいか。

それから、私は今、こうやってけがしているでしょう。骨折したんです。僕はある難病にかかっているんです。難病にかかっているんですよ。東京都指定の難病にかかっているんです。僕は、こういう僕の個人のことを知られたくないわけでしょう。プライバシーの問題ですから。だけれども、知ってもらったほうがいい場合もあるわけですよ。近所の人を手を貸してくれるとか、こういう席で助けてくれるとか、非常に気楽に声かけてくれる。ただ、こういうふうな場合に知られたくないというプライバシーばかりおっしゃいますけれども、知ってもらいたい権利というのはあると思うんです。知ってもらったほうがいいという場合もあるんですよ。そういう問題をどうしたらいいかということ、ある種考えていかなければならないと、僕はまず痛感しているんです。自分がこういう障害者ですからね。

だけれども、こういう議論を聞いていますと、確かにプライバシーというものから見ればいいかもしれませんが、でももっと知ってもらいたいということもあるわけですね。ということがあります。だからその辺のところをどうやって調節していったらいいかということの問題があると思うんですね。と思います。

僕も、恥ずかしいから余り知られたくないんですよ、実はね。だけれども、日本の福祉とい

うのはやっぱり自分で申請しなきゃだめですから、ですから、そういうところからすれば知ってもらったほうがいいというのはある。また、知られる権利というのがあると思いますよ。前から時々申し上げている意見なんです、余り委員の方はそんなに關心を持っていただけないわけですけども、僕はそう思います。自分が身体障害者になるとよくわかるんですね。

それから、東京都に申請すれば、治療費ただになりますからね。お金払う人だっているわけですよ、知らないがゆえにね。こういう場合もある。そうでしょう。そういう場合があったら知ってもらって、かつ東京都に申請して、医療費をもらえるのにももらえないという人もいるわけです。そういう人をどうするかという問題があるでしょう。

だから、もう時間を過ぎましたから、これでやめますけれども、そういうことも考えていただければ大変ありがたいと思います。

それから、ちょっと楽しい、本当にいいというのが、僕自身が経験したエピソードを1つご紹介したいと思います。それは、東村山市でとんぼ作業所をつくったんです。そこで、瓶と缶かを分ける作業をしたんです。一種の選別作業をやったわけです。これはリサイクルの一環でやったわけです。ところが、その場合、1年たってからあいさつに立った青年が、涙流しているというんですよ。僕は、私たちは、授産所にいたころは市民の人たちと触れ合う機会がなかったというわけですね。作業所の中でしか作業できなかったけれども、こうやってリサイクルというものの選別作業は単純のように見えるかもしれませんが、しかしながら、市民の人が大勢、見学に来てくれる。その見学に来てくれた市民と声をかけ合う。つまり、その施設の普通の人と話し合ったりする機会がはるかにふえたというわけです。こういう機会を与えてくれて本当にありがとうというふうに、涙を流してありがとう、ありがとうというので、僕らもじーンとしてしまったことがありました。

そういうふうなことからすれば、もう少し積極的な情報の使い方というか、扱い方というか、情報と人間性といいますか、そういう問題もあるような気がしまして、何でもかんでも見せないとか、もうがんじがらめにプライバシーだからだめだというようなことだけでは、今の問題は解決できないような気がします。問題は別問題としてこれで終わりますけれども、何かのご参考にしてください。

ただいまの事項につきましては了承ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

【障害者福祉課長】ありがとうございました。

【会長】 それでは、次になります。次に、資料54の「給与からの住民税特別徴収にかかる外部結合の追加及び審査システムASPサービスの業務委託の追加について」でございます。

それでは、ご説明をよろしく願いいたします。

【税務課長】 税務課長でございます。よろしく願いいたします。

お手元に資料がございます。資料54でございます。件名については、ごらんとおりでございまして、内容については、結合のほうが諮問、委託のほうが報告になってございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページのほうに事業の概要を載せさせていただいてございます。給与からの住民税の特別徴収でございまして、目的といたしましては、年金からの引き落としを電子で外部結合してございますが、それに追加として給与からの特別徴収も実施をし、利便性を向上し、区の効率性を高めるということでございます。

それから、対象者については給与支払者、この地方税のポータルシステムを利用している方でございます。

事業内容につきましては、給与からの特別徴収ということで、図が給与支払者、区市町村、給与所得者の3つとなっておりますが、大まかに給与支払者が1年間の給与の支払い報告を区市町村に行って、区市町村はそれをもとに税額を決定をして支払者に送ります。それを支払者が給与所得者の納税者から徴収をして、区に納めるというものでございます。

電子的な流れになりますけれども、各、今まで紙等での通知が、今回給与支払報告書、それから特別徴収の税額通知書、異動届等といったものを今回電子で結合して受け取り、また送付するという形になるものでございます。

その中に、団体の経由機関がございまして、3ページのほうの社団法人地方税電子化協議会さんでございますけれども、各自治体から会員といたしまして、エルタックス、地方税のポータルシステムの開発、運用、そういったものについての社団法人がございます。

それから、ポータルシステムについては、各納税者の方がこのシステムを使って電子申告をするような内容になってございます。

それから、5点目には、処理概要でございますが、10ページのほうをごらんください。10ページに処理概要がございまして、先ほど申し上げました地方税電子化協議会が、ここからLGWANを通しまして、介在いたしまして、ASPの事業者、新宿区に情報が送られて、それを区に、システムから計算をして税額等の通知を行うといったような大きな流れがございまして、

お戻りいただきまして、4ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。ざっと今言いました事業内容につきましては、電子で外部と結合するというものでございます。情報項目といた

しましては、先ほど企業や特別徴収をさせていただきますが、その内容、特に納税者等の項目等がございます。そちらが6ページから9ページまででございます。非常に細かい内容になってございますが、先ほど申し上げたとおり、大枠の事務概要につきまして、通常行われている業務でございます。その項目が列記されておりますが、これを電子化するもので、そして電子の結合をするものでございます。

相手方としては、地方税の先ほどの電子化協議会、またL G W A Nの登録されている事業者になってございます。

それから、この結合する理由でございますが、企業等の給与支払者等の利便性の向上と、区の効率化ということで先ほど申し上げましたけれども、そういうことでございまして、既に年金からの特別徴収については、この内容につきまして、外部結合して、データの送受信を行っているものでございます。

保護対策等につきましてはごらんのとおりでございます。

それから、5ページのほうにもう1件、この外部結合に当たりまして業務委託を行うものでございます。このデータの送受信について審査をするシステムとして業務委託するものでございます。こちらも年金の引き落としのときと同様に、その業務を委託するものでございます。こちらは区で単独でこのシステムを開発するということになりますと、非常に経費の問題、また人的な負担が多いということで、業務委託ということで前回もなっているものでございます。

それから委託の内容、また保護対策等は同様に、ごらんのとおりとなっているものでございます。

それから、6、7、8、9がその情報項目、10ページがその概要で、11ページが語句説明ということで、L G W A N、総合行政ネットワークの内容から、A S Pの内容等、語句説明として述べさせていただきます。それから最後に特記事項になってございます。

説明については以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらよろしく申し上げます。

【かわの委員】今の説明を聞いて、もう一つ正直言ってよく、どんな事業が、しかも個人情報保護にかかわるのかなというのであれなんですけれども、そうすると、その後にそれこそ6ページ以降、ずっと附属資料でありますよね。これが全部どこに、今度、委託先としてそのデータが出るんですか。

【税務課長】特別徴収事務につきましては、給与支払者が1年間、1月1日から12月31日まで

の給与の報告の内容を、従来から報告をいただくことになってございます。それは紙であったり、あとデータに記録されてそれが送られてきたり、それを私どもでデータ化をして税額を決定してお送りする。これは紙であったり、紙の場合が多いですが、そういった形になります。

これが今、電子申告の普及というようなことがイータックスも含めてございまして、企業側からも、先ほど言ったように電子で、ディスク、フロッピーですとか、そういった形で来ている企業がございまして、それを企業側が、今度は電子でエルタックスというものを介在をして、まず協議会のほうに電子の申請を出します。その申請をして、その電子のものを加工いたしまして、各自治体のほうに送付をするということで、L G W A Nを使って送付を、区のほうで受信をするということになります。

そのL G W A Nの中に審査をするシステムを委託をするということになります。例えば項目ですとか、きちっとした情報になっているかどうかとか、あと区で受け入れていいかどうかとか、この辺のことだけを審査システムとして委託をするだけですので、処理をするとか大きな内容を検討するとか、そういったようなことではなくて、あくまで審査をして受け入れられるかどうか判断する。また、社団法人地方税電子化協議会に送る際にL G W A Nを使うわけですが、そこで送っていいかどうかという、そういう処理がちゃんとできているかどうかと、そういったような審査を委託するというようなことになってございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】そうすると、これは基本的には地方税の電子、いわゆるコンピューターで申告をするという、そういうシステムが最近できて、結構する人がいるんですけども、必ずしもそういう人ばかりじゃないわけですね。あるいは申告がもう既にあれだけで、確定申告はしないで源泉徴収だけで終わっている人が圧倒的に多いわけだから、そういう人も含めて、すべてこういう情報が、言ってみればやりとりされるというのか、そういうふうになる。

特に、附属資料で出ているこれが、新たにこういうことが、これだけのデータがそういうやりとりというのか、先ほどからの話も含めていうと出されるというのか、どういうふうになるのか。もしそうだとすると大変な、まさに個人情報になるわけで、先ほどの障害者や、あるいは耳の聞こえない人というのものもあるけれども、そのたぐいじゃない、すべての人のすべてのあらゆる情報がここに出ているわけで、それについてもうちょっと丁寧に説明してくれますか。

【税務課長】まず、申告される人、確定申告等ですね、そういった方は入れません。給与で支払いを受けている方になりますので、それを企業がその情報をまとめて、例えば郵送で送っていたものが、このエルタックスという電子化協議会を通じて、その情報を今度は電子でやりと

りすると。そういったようなことになります。

昨年、墨田区でこのシステムをして、全体の5%程度が企業のほうでこれを使ったということになってございます。ただ年々、今年度は23区で、半数ぐらいはこのシステムを使うような形を聞いてございます。私どもは来年度ということになってございまして、大きく全体がこのシステムの構築をしていかないと、企業側も紙でやったり電子でやったりという、そういった効率性の問題もあって、なかなか今現在は普及していない状況がございまして。ただ、そういったサービスをやはり5%であっても、企業側のほうで、そういった郵送で紙処理で送るよりも、こういった電子でエルタックスを使って、またL G W A Nという一つの行政総合ネットワークの中の閉域性が保たれている、そういったところから利用するといったことが、今、サービスの提供としては私どももやっていきたい。安全性については、もちろんこの地方税電子化協議会、それからあとL G W A NのL A S D E C、それから私どもと三者で、そういったセキュリティの問題は安全性を保っていきたくてございまして。

あと、業者につきましても、まずL G W A NのほうのL A S D E Cの登録も必要ですし、あと、地方税電子化協議会のほうの登録も必要になってございまして。十何社登録されております。そういった、そこでも安全性がチェックされているといったような状況でございまして。

【かわの委員】すみません、長くなっちゃってあれなんですけれども、そういう紙ベースからそういう電子媒体になるというのは、それは事務の合理化や何とかを含めて、それはそれでいいと思いますけれども、そもそも本審議会で何を審議というのか、例えば調査して了解しなきゃいけないのかというのがもう一つよく私には理解できないので、その辺をちょっと。ここだったら、これならいいですよというふうになんか何を言うのかというのが、ちょっとよく見えないんですよ。

【副会長】ちょっと待ってください。まだ私も理解できていないんですけども、会社は一応、従業員の、ここに書いてあるようないわゆる住民税、区民税、都民税をかわりに、従業員の給料から差し引いて納めるということになっていきますよね。それがここに書いてある特別徴収義務者だということですよ。それを普通は、もともとは皆さん、紙ベースでやっていたわけですよ。それを多分、そこから先なんですけれども、電子申告の、会社が今までは紙で住民税を23区なら23区、あるいは埼玉県の何とか市に全部送っていたわけですよ。それを今度は電子データで申告すればいいという、何か制度があるんだろうと思うんですよ。電子申告制度というのはそのことかなと思っているんですけども。

そういう電子申告をしている人たちが、今のお話ですと、墨田区だと5%ぐらいいますよと。

ほかの人はまだ紙でやっていますけれども、一部に電子申告を使っている人がだんだん今から広がるだけけれども、今とりあえずはその程度いますよと。そういう電子申告をした人たちについて、今おっしゃっているこのシステムを使って、外部結合ですべてが処理されるようになりますと、こういうことでしょうか。

【鍋島委員】関連なんですけれども、この去年、これと同じようなことを伺ったんだけど、それとの関連はどうなんですか。ASPですか、何かそれ去年伺ったように思うんですけども、関連を教えてください。

【小菅委員】会長、進行上関連なのでお願いしたいと思うんですが、前に久保委員が申したように、審議の効率化ということで、この資料54については追加なんですよね。ですから、その部分がどこかということで審議の効率を図っていただきたいというふうに思うし、もうこれであと15分余りの中で、まだまだ当然やらなきゃいけない。ですから、略式でやるなんて思っていませんし、時間はたくさんかけるのは結構だと思いますけれども、ちょっと課長、少し要点を絞ってください。お願いします。

以上です。

【税務課長】申しわけございません。

先ほどの副会長のお話、そのとおりでございます。昨年、年金につきましてこのシステムを使った内容の審議をしていただきました。それに追加されるのが給与の支払いの申告を受けるといような情報を提供を受けるといことで、年金、社保庁じゃありませんけれども、年金機構から受け入れを、情報、データを実際受け入れておりますけれども、それに追加で給与の部分についても地方税の電子化協議会から受ける。それが追加になったといことでございます。

委託についても同様に、年金のものを委託しておりましたが、この給与の部分も追加で委託をするといことでございます。

【小菅委員】ですから、根としてエルタックスを普及させたい意図があるわけでしょう。そういうことが前提じゃないですか。そういうことを言わないから非効率的なんですよ。お願いします。

【会長】小菅委員がご指摘のような問題点は、各委員の方々がご判断されて、できるだけ審議のスピードアップにご努力をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

どうぞ。

【赤羽委員】もちろん、年金からのときのことはまだ記憶にありますし、現実にもそれがもうちゃんと現場で進んでいるというのも認識しているんですけども、これはこの事業というか、促進していくという話なんですよね。例えば、企業サイドにも、これことしの6月からやるわけですね。そうすると、いつごろ提示してとか、そういった部分はここには載っていませんけれども、それはちょっと説明していただけますか。

【税務課長】こちらにつきましてはやはり推進ということで、企業側からの要請も実はございます。こういった効率化といいますか、そういったことでございます。ですので、まず地方税電子化協議会等のシステムの今後の準備がございまして、それをスムーズにいった段階で、各企業さん等には、今後周知をもちろんしていくつもりでございます。

【森岡委員】10ページでちょっとお聞きしたいんですけども、今まで出たのは皆、区役所と年金機構との間。それから、うちの国民健康保険と東京都の国民健康保険連合会の間にこういうシステムを使ってやりとりというのは、確かにあったんですよ。

ちょっと私かわからないのが、2ページのところでこの支払い、特別徴収義務者は今までは磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、紙ベースで出していたんでしょう。今度は出せるという意味じゃないんでしょう。

【税務課長】一部ですが、そのとおりです。

【森岡委員】出したでしょう。だから今回かかったのは、今度は10ページにあって、ここに地方税電子化協議会というのがあって、ポータルシステムというのがありますよね。ここに申告データ受信送信と、これの相手方が民間の企業なんですか。私も税で申告したことが、インターネットを使ってやったんですけども、企業はこの地方税電子化協議会に対して送信をして、それを受けた後の話がここに載っているのか、企業との、あなたが電子処理と言うのが、インターネット等の通信機関を使ってこの地方税電子化協議会に送るのかどうかは、私もちょっとわかったようなわからないような感じなので、その辺を説明してもらえませんか。

【税務課長】地方税電子化協議会とこのASPの事業者、民間の事業者を介在して、区のほうとやりとりをいたします。これは年金のときの内容と全く同じ内容となっております。この事業者については、地方税電子化協議会、またLGWAN、総合行政ネットワークのLGWANの登録業者になっております。

【森岡委員】じゃ、事業者は、この地方税電子化協議会のポータルシステムか、あるいは直接はLGWAN、これからもデータを送れるということですか。

【税務課長】企業は地方税電子化協議会、こちらに申告データを送ることになります。

【森岡委員】 それは外部は法律か何かで決まっているから、ここの審議会に外部結合の対象にはならないという理解でいいわけですね。法的に決まっているから。

【税務課長】 法的にそういう制度として、もちろんございます。ただ、区へ受ける場合、これを民間委託にするか、あと区で単独で開発をしてやるかと、そういうことが選べるようになってございます。

ただ、今、単独でやっているところは都道府県程度の大きな都市しかやってございませんで、市区町村でやる場合は、先ほど申し上げたように人的な要因ですとか、あと経費の問題で非常に高額になりますので、それで民間に委託をするということを選択をしました。

【森岡委員】 それと通信機関はインターネットでやるということですか、企業は。

【税務課長】 企業は電子申告の、地方税電子化協議会に送る場合はインターネットになります。

【森岡委員】 個人と同じ。

【税務課長】 それは個人と同じになります。

【森岡委員】 電子承認か何か置いておいて、その了解を得た上で送るという。

【税務課長】 まずは電子化協議会できちっとそこを受けて、それからの話になります。

【森岡委員】 を、きょうは出てきているんですね。

【税務課長】 はい。

【森岡委員】 企業等が通知を送るのは、きょうのところの議題にはなっていないんですね。

【会 長】 どうぞ。

【林委員】 私どもも対象になってくるんですけれども、先ほどの委員がおっしゃった、10ページのここの審査という言葉が出てくるんですけれども、私自身は審査という意味がよくわからないんですけれども、基本的には送られてきたデータを、これを自分でも家で読んでいて、どうして審査という言葉か。

要するに、これは行政の方なり関係の方が照査するというか、チェックするあれなわけですよ、内容に、これだけ数多くの。だから審査というのは全然意味が違って、ふるいにかける、つまびらかにするという字ですから。そうすると、審査ではなくて、ここは言葉は照査あるいは要するに精査、そんなふうにかかれたほうがいいんじゃないですかね。審査となると、場合によっては、これは待ったなしの行政のシステムでしょうから、去年からの続きで。今さら審査は何するんだという話に。ということは審査で落とされた人は対象外になるんでしょうか。

【税務課長】 項目の中身の整合性も当然ございますので、委員がおっしゃるとおりであるんですけれども、実際に受け取っていかどうかの審査という部分が。もちろん、受け取らない場

合はほとんどないとは思いますが、きちっと確認をして、必ず地方税電子化協議会から来たもので、内容等がある程度しっかり、この項目がちゃんと記録されているかどうかという、そういったところでの一つの審査ということです。

【林委員】そうすると、これ、よくわかりましたけれども、目的は審査ということで合っているようだけれども、じゃ審査外になった対象者は、そのデータをフィードバックというか、戻されちゃうんですか。

【税務課長】一度、当然受けざるを得ないんですけれども、その不具合があった場合は、もちろんお返しすると。受け取れないということになります。

【林委員】その間の個人情報保護というのはどうされちゃうんですか、行ったり来たりみたいな。バツテン情報ですよ、恐らくこちらのほうで言われる。審査適用除外でしょうから。

【税務課長】項目については、先ほどの項目が入っているもの以外は、本来入っていないわけですので、その項目自体をこの内容で受け取り、返すというようなことになろうかと。

【林委員】ですから、そうすると審査、100%受け取れることを前提とした、これはシステムの流れでしょうから、ご時世ですね。去年からの流れのプラスアルファの項目ですから、そうしたら、審査なんかということよりも、やっぱり要するに単純に受けたものが不具合がないかどうかを調べると。不具合という言葉と審査というのは全然意味が違いますからね。エグザミネーションですから、審査は。つまびらかにしなきゃいけないということになると、つまびらかにされる我々の情報はどうなっちゃうんだとなるわけですから、ですから、ここは審査という言葉はいいのかなと、どうかなと、ちょっと疑問に思いました。

【森岡委員】私もこれわからないので、前にもらった総合行政ネットワークのASP接続をやったんですけれども、今そういう言葉はチェックしていませんけれども、多分この要項の中で審査という約款、要項という中に入っているじゃないかと。だからこれは全国的にこういうふうなシステムでやりましょうという、統一定義じゃないかと私は思うんですけれども。

【税務課長】この要項等に審査システムの仕様ということで、文言は載ってございます。

【会長】ほかにございますか。

では、資料54の件につきまして、諮問と報告事項どちらもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】それでは、どうもご苦労さまでした。

ただいまの件、幾つか貴重なご意見をいただいておりますので、係の人はよろしく願います。反映していただいでですね。

資料55「協働事業紹介リーフレット作成等委託について」でございます。

【地域調整課長】地域調整課長です。

それでは最初に、協働事業紹介リーフレット作成等委託について、ご報告させていただきます。

最初に、資料の訂正をお願いしたいと思います。3ページ目の上から2つ目の項目、登録業務の名称のところでございますが、協働事業紹介リーフレット作成とありますが、作成の次に「等」という言葉を入れていただきたいと思います。作成等委託でございます。

この「等」は何かということでございますけれども、「等」につきましては、このリーフレットの作成のほかに、同じ資料3枚目の委託内容の欄をごらんいただきたいと思います。委託内容の欄の1行目、「取材・編集の基礎的知識を身につけるための4回程度の連続講座を修了」と書いてありますが、連続講座についても委託をいたしますので、それも含めて「等」ということをご理解いただきたいと思います。

それでは、事業概要等を簡潔に説明させていただきますが、この審議会のほうになぜ報告するのかということも含めて、あわせて説明させていただきます。

区では協働事業を推進しておりますが、その大きな目玉としまして、中身としましては協働事業提案制度並びにNPO活動資金助成という大きな2つの事業を実施しております。それらの事業内容をレポーターを養成し、それをレポーターの方がそれを取材し編集し、それを広く紹介するというを実施してまいりますけれども、そのレポーターを養成するに当たりまして、専門家の方にレポーターの養成、並びにその編集等やりとりを、レポーターと専門家の間で編集のやりとりをしていただくということを想定しております。

その専門家の方とレポーターの間でメールによる資料等の送受信を行うと。その部分でレポーターの方の氏名とか、あるいは電話番号、それからメールアドレス等の情報が専門家のほうで収集するという形になりますので、今回この形で報告をさせていただくというものでございます。

委託先につきましては、まだ未定でございます。

委託に伴ってどういう情報が収集されるのかにつきましては、そこに3ページの上から4つ目の項目に記載されているとおりでございます。

それから、委託に当たって区が行う情報保護対策、下から2つ目の項目でございますけれども、別紙に添付、つけております契約後の特記事項を付します。

それから一番下の項目、受託事業者に行わせる情報保護対策としては、取扱責任者及び取り

扱う者をあらかじめ指定する。それから提供された情報については施錠できるキャビネット等で保管するというものでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ご意見がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】ご意見なしでよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、今度は資料56ですね。

【地域調整課長】引き続きまして、（仮称）NPOふれあいひろば事業の委託についてでございます。この事業につきましては、NPOのさまざまな顔が見える関係づくり、あるいはNPOからの情報発信、NPOを広く区民の皆様知っていただく。それから、NPO自身の団体の育成、それから人材の育成等々を、この事業を通じて行うというものでございますが、2ページの事業内容のところでございます。

と書いてございますが、これはNPOふれあい広場事業の、合わせて全体の事業でございますが、につきましては先行して、ことしの4月から本庁舎1階で行うというもので、ふれあいひろば事業の一部としてNPOの紹介、相談窓口の開設等々、ここに記載されているとおりにはまず行くと。最終的には記載させていただいております活動と事業内容もあわせて展開するというものでございます。

次、3ページ目をごらんいただきたいと思います。この事業によってどういう個人情報が処理されるのか、管理されるのかということでございますけれども、とも、そこに記載されているとおり、氏名、住所、電話番号、ファクス、以下記載されたとおりの情報が収集されます。

処理させる情報項目の記録媒体は電磁媒体、または及び紙という形でございます。

委託内容についてはダブリますので省略させていただきまして、下から2つ目のところでは、情報保護対策としては、別紙のとおり特記事項を付すというもの。

それから、情報管理につきましてはあらかじめ扱う者を指定する。それから、施錠できる金庫等に情報は保管するというものでございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

【林委員】参考に何うんですけれども、これは対象とするNPOは新宿区の、要するに認定と

どうか、助成されているNPOなのか、それとももう広く一般も。

【地域調整課長】すべてです。

【かわの委員】情報項目、上から4番目のところのはあれですけども、のイベント等に参加した者というのは、ここでいうイベントというのは、このふれあい事業でやっているいろんなイベントで、例えば受け付け名簿みたいなものを書かせますよね。

【地域調整課長】ええ、参加者の。

【かわの委員】それは、例えば参加者が、あるいはそこは参加者はすべて書かさなきゃいけないのかね。書きたくない人は書かなくていいんでしょう、そういう面ではね。

【地域調整課長】はい。

【かわの委員】その辺でちょっと、参加しただけでこういうところも全部情報をとられるというの、ちょっとやっぱり行き過ぎかなという感じもするので、その辺はどうなっていますか。

【地域調整課長】研修いろんなフォーラムを実施していく中で、そこに参加していただいた方で、これから先、ふれあいひろば事業と一緒にまたやっていただける方、引き続き希望される方については、それらの方のここに記載されている情報を収集させていただくというものでございます。

【かわの委員】確認します。あくまでも、これはその本人が希望したものということで、その同意の中ということが前提ですよ。

【地域調整課長】はい。

【会長】ほかにございますか。

では、これも一応承認していただいたということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

次に、資料59「新宿区学童クラブの児童指導業務の委託について」でございます。

【子どもサービス課長】子どもサービス課長です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料59「新宿区学童クラブの児童指導業務の委託について」、ご報告申し上げます。

内容は別紙のとおりということでございます。その次のところに、事業の概要というのがございますけれども、これはご案内のように、これまでの対象学童クラブが全部出ております。定員、学童クラブ名、それから事業の内容についてはここに書かれており、業務内容についてのご報告がございます。

続いて別紙のほうですが、これが児童指導業務の委託の内容でございます。今回どこが違うかということでございますけれども、これまで児童館の中に学童クラブがあるわけですが、学童クラブについては区の職員が直営で運営してございました。ところがいろいろ、保護者の方々からのいろんなご要望により、6時までではなく、さらに延長して7時以降まで運営してもらえないか、または夏休みとか冬休みとか長期の休業中においてはもっと朝早くから運営してもらえないか等々のご要望がございました。区の限られた職員数ではその運営が難しいということで、民間活力を導入し、その辺の保護者の方々のご要望にこたえていくということで民間委託が始まった次第でございます。

その民間委託先としては、この資料の運営から3番目の委託先というところがございますように、高田馬場第一から始まって、いろいろございます。高田馬場第一、上落合、北新宿第一、ここについては、来年度、平成22年度からの開始になります。それ以外については、既にもう委託されているところでございます。ここについての個人情報保護についての審議については、もう既に行っていたでございます。

改めてこの3つが追加されるということと、それともう一つ、来年度からは、学童クラブの申請登録に関する業務を、これまで区役所本庁舎に来ていただいて、区の職員のほうで行っていたんですが、利用者の利便性を考えまして、最寄りの自分のお子さんが通われる館の学童クラブのほうに直接申請書を出していただいて、そこで面談をしていただくということにより、利用者の利便性を図るとともに、受託事業者さんについても、保護者の方と面談をすることで、より詳しくお子さんやご家庭のことが初めからわかるようになるということで、こういう形にしました。

そのために、事業者さんに提供する情報が若干ふえました。それが、上から4番目の、委託に伴い事業者処理させる情報項目のうち、保護者の部分の2段目の勤務日数、勤務時間、この勤務日数、勤務時間というのが、これまで特別に事業者さんのほうには行っていなかったんですけれども、これだけの勤務時間であれば学童クラブに預けざるを得ないということで、区のほうで判断して許可していたところですが、この辺も直接子どもたちに対応する事業者さんのほうでこれを見ていただいて、書類のほうを受け付けてもらうという形になります。

あと、学童クラブ登録児童のところの生年月日、同居の家族の年齢については、生年月日で今後統一していきたいというふうに考えております。

あとは、処理させる情報項目の記録媒体ですが、私どもの場合には紙ベースでやってございます。学童クラブ利用申請書、就労証明書、それから児童台帳、この3点による紙ベースでの

記録媒体という形になります。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、小菅委員。

【小菅委員】大変期待されている事業の一つだというふうに認識しております。

2つ、ちょっと教えてください。一つは今説明ありました、3ページの真ん中の提供する資料ですね。学童クラブの児童の保育年数とか、発育状況とか、かかりつけ医療機関名が必要かどうか。もし必要ならばどういうところに活用するのか、教えてください。

それから、保護者の勤務先まで必要なかどうか、これも同じように教えていただきたい。

もう1点は、今、課長から説明がありまして安心しているんですが、私、かかわっている委託先が幾つかあるんですが、非常に若い指導員が、20代ぐらいの指導員がとても多いような感じがしています。その場合に、その委託先の職員等の守秘義務等の個人情報の管理の教育の確認とか徹底とかというのはどうやってしているんですか。ちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

【子どもサービス課長】お答えさせていただきます。

初めに、提供される情報のところですが、保育年数、健康状態、発育状況、こういったことは、お子さんのマネジメントをする際に、現場において極めて必要なもの。おやつ等も学童クラブで提供してございますが、アレルギーの問題ですとか、またはこういう食べ物のどにつかえやすいとか、お子さんによって嚥下力も違いますし、さまざまなそういう発育の問題、それから保育の年数も1年か2年かによって、やはりいろんな違いがあるということで、なるべくお子さんに関する詳しい情報を現場では知っておいたほうがいいということになっております。

それから、勤務先につきましては、何かあったときの緊急連絡先として、やはり現場としては知っておきたいということでございます。

それと、若いスタッフについての個人情報の管理の問題ですが、これはこの3ページの下のほうであります。一番下ですね。受託事業者に行わせる情報保護対策ということで、基本的にはこういった個人情報については取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するというので、基本的にはその学童クラブの責任者、リーダーと言われているんですが、その方、並びに次席的な、2番目の方に一応限定して、鍵のかかるところにきちんと保管させる、取り出しもそれでやってもらう。ただ、実際の情報自体は若いスタッフにも見せません。ただし、そ

れは必ず声をかけて見るだとか、必ず使ったらもとに戻す。場合によってはリーダーを通じて例えば戻すようにさせるとかということは、今現在、区の職員が巡回をして回っていますので、そういった指導を今やってございます。

以上でございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】若干、事業の中身にかかわることですから、ちょっとあれかもしれませんけれども、やっぱり個人情報にもかかわることです。それで、委託をした、あるいは委託をするということで、例えばそういう登録、申し込みも今度委託先にやるというのは、普通は委託をするから、今までは区の職員がいたから、それだったらそこでやらせるということはあっても、委託に伴ったら、本当は申し込みは区でちゃんと責任を持ってやるということのほうが、筋から言うと普通そうじゃないかなと思うんですけども、ちょっとそこが何となく。

結局、こういういろんな情報を収集をさせて、それを当然区には報告をさせるんでしょうけれども、ちょっと筋が、私は、委託をさせるからこの申し込みをやらせるというのは、ちょっと筋が違うんじゃないかなというふうにすごく感じます。ただ、それは事業の問題だから、必ずしもここでいろいろ議論することじゃないのかもしれないかもしれませんが、そんなふうに率直に感じましたけれども、いかがでしょうか。感想になりましたけれども。

【子どもサービス課長】ただいまのご質問ですけれども、基本的に入所するしないの決定権につきましては区のほうで行います。あくまでも現場で、最寄りのところで利用者の方が直接利便性をもって申請ができる。また、現場のスタッフ、受託事業者の方々も、現場のご両親また親御さん等に直接その場で会うことでいろんな情報を仕入れたいという、そんな両方の利点だけを考えておりますので、デメリットということでは、いわゆるそういった権限が向こうに行くのかどうかという問題はあったわけなんですけれども、それについては基本的に区のほうで決定をするという形になってございます。書類についてはそのまま区のほうに送られてくるという形になります。ただ、それを資料として向こうに、今度また戻すという形になります。

【かわの委員】それはそうですか。ただ、いずれにしてもそうは言っても、例えば微妙なところは、当然区に一回来てもらって、そこでまた議論しなきゃいけないということになるわけで、必ずしも全部現地で終わるわけじゃないだけに、ちょっとそういうふうに、各学童クラブによって、当然受け入れとか何とかについても差が出てくるわけで、それはそれでそういうこともある面ではねらいもあるかもしれませんが、ちょっと疑問があるということだけ、私は意見として申し上げております。

以上です。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにありますか。どうぞ。

【赤羽委員】このいわゆる情報項目の記録媒体がみんな紙ですよ。

【子どもサービス課長】はい。

【赤羽委員】これ何かやっぱり、毎回毎回のこういった報告とか諮問事項の中で、なかなか今どきと言ったら変ですけれども、紙で、ある程度項目も少なく、現実的に、案外情報を保護するという部分では、電子媒体みたいなほうが安全性が担保されることもあるじゃないですか。またそれを例えば何かのときに引っ張って見なくちゃいけない部分では。もちろんこれ、全部紙でしょう。就労証明書とか申請書はわかりますけれども、児童台帳なんかは、本当はパスワードを使ってきっちりしたもののほうがいいような気もするんですけれども、その辺はどうなんでしょうかね。特に今回みたいに指定管理者でみんな民間委託で、ちょっと新宿区がおくれているのか、それともこの業界ではこれが当たり前なんですか。

【子どもサービス課長】確かにこれだけ電子媒体というんですか、パソコン等、OA機器が進んだ中で、必ずしも紙ベースじゃないほうがいいんじゃないかという考え方もあろうかと思うんですが、ただ、電子媒体の場合、電子で開いて見ていくというのには相当手間がかかる。それに対して台帳だと、ぱらぱらと幾つも見ても一遍に見ていくということができるわけですね。電子媒体の場合について、1つの画面を見終わったら、別の画面に飛ぶときには一回消して見ていかなきゃならないということがございます。それに対して、いろいろ同時に見られるだとか、いろんなそういう利便性を考えて、こういう紙台帳で来ているんじゃないかというふうに想像されるんですが、ただ今後、個人情報の保護が、どちらが精度が高くできるかですとか、利便性等を考えて、今後検討していきたいというふうに思います。

【林委員】こういう経験なんですけれども、要するに今度、夜間が多いですね。あるいは長期やったり。要するに区の方に、恐らくは個人情報の収集と保護と、先ほど副会長が言われた大命題があるわけなんですけれども、その保護に関してですけれども、要するにその保護について、区役所の方が時間外にということがあるわけです。

例えばある指定管理者、今言われたように指定管理者制度のもとの経験から言うと、私どもある館をお預かりして、やってみたほうが早いと思ったから、館長としてやってみたんですね、数年間。そのときに感じたことなんですけれども、館長も昼間の人と一緒に帰るわけですよ。夜になると、夜の実際の人に来るわけですね。ところが、紙台帳とかそういう立派なものではなくて、

要するに区の指定の申請書、あるいは申込書が箱の中にきちんとあれして、施錠はされるんだけれども、ああいう施設に行くのご存じのように、書棚がありますね。そこに置いてあるわけですよ。そうすると、利用者の方が緊急の場合には、けがをしたと。ある少年がけがをしたということで、どうしても見せてくださいということで、それを結局どこかわからないから探してくださいということで、夜勤の人が渡しちゃうわけですね。そうすると、そこでもって、どんどん見ちゃうわけですよ、利用者は。夜勤の人たちにしてみると、情報の保護がどうのこうのと、いけないとは言われているけれども、緊急の場合だということで、その少年の家に知らせなきゃいけないということで、全部見ながらうちに、あら、この人のうちというような話になったということ、私は聞いたことがあるんですけども、今言われたようなことで行くと、なかなかちょっと情報保護という点からいくと、実際の現場は結構、やむを得ずそういう場合もあったりするので、そこまでとがめる必要はないんだろうけれども、あるにはありますね。

【子どもサービス課長】個人情報をごとまで保護するかの問題と緊急の対応をどうするかの問題のせめぎ合いの問題だと思うんですが、私どもの場合については、日中の管理運営、それからそういった延長の場合の夜間というんですか、延長の場合と、必ずリーダー以外の責任者というのは2名もしくは3名決めてありまして、ここで定めているところのあらかじめ決められた者という者の中での管理ということで、必ずそういう責任者がいる形でそういった個人情報を管理してございますので、見てはいけないものまで、いけないということはないんでしょうけれども、余分なものまで見るような形ではやってございません。

【林委員】先ほどのあちらの方がかかわっておられる方がご質問があったように、私のあれとしては、この特記事項を守って第三者に、これ以上はしてはいけないというものの、全部お任せなので、個人情報の収集についてはあれなんだけれども、保護の面については、全部向こうさんのほうに一度フィードバック、確かに区のほうに来ているのは私も存じ上げていますけれども、そうでない部分もありますので、やっぱり副会長が先ほど言われたように、項目を明確にきちんと、ここの報告事項をされて、それで報告の事由と厳守事項というのはきちんとされた上で、ここまでしか指定管理者には委託していないんだよということをあれしておかないと、やっぱり言われたほうのあれというのは、結構お役人の皆さん、帰っちゃうわけですから、夜なんかは。長期、夏休みなんかというのはいないじゃないですか。そういう場合には自己判断でやっちゃう場合があるので、くぎを打っておかないと、思わぬあれが発生する可能性はあると思います。

【久保合介委員】先ほど多くの方から、情報項目について、この情報項目、あの情報項目がな

ぜ必要なのというのに対して、課長は明快にすらすらと答えたんですけれども、一番下にある、おじさんやおばあさんかいとこかが一緒に住んでいまして、その人はこうこうこういう人ですというのを、それにまたすらすら答えていただけませんか。なぜ、おじさんやおばさんやいとこの電話番号まで、同居だったら同じ電話番号でしょう。だけど、まあいいや。

なぜ、おじさんやおばさんやおいっこやいとこや何かと一緒に住んでいるんです、この人はこういう人なんですと書かなきゃいけないのか、すらすら理由を答えてください。

【子どもサービス課長】この質問は以前にもしていただいたと思うんですけれども、すらすらはなかなか難しいんですけれども、基本的には第一義的に優先的には保護者、親御さんのほうに連絡をとりたいと思うんですが、連絡がつかなかった場合については次順位の方ということで、保護者の方が同意された、本来であれば保護者並びに書かれるおじさん、おばさん、載せるよと、今度学童クラブに申請するに当たっては、我々親だけじゃなくて、お父さんやお母さんの名前も載せさせてもらうからねと同意を得てやってもらうのが理想ですけれども、基本的には、その申請を出される方の権限で出していただいた、そこへ連絡すると。その次順位、次順位という形で、ある程度のところまで、書いていただける範囲まで書いていただくという形になります。

【久保合介委員】そうすると絶対項目ではないと。

【子どもサービス課長】はい、そうです。

【久保合介委員】わかりました。

【会 長】ほかにどうですか。

それでは、ないようですから、資料60につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【区政情報課長】会長、申しわけありません、4時を過ぎてしまいましたが、あと残り1件で、区立学校イントラネットシステムの構築の状況です。時間がかかる可能性がありますけれども、きょう、やっていただくということによろしいですか。

【会 長】では、資料60「新宿区立学校イントラネットシステム」の構築の状況についてです。ご説明をお願いします。

【新図書館・学校情報化推進担当】新図書館・学校情報化推進担当でございます。

新宿区立学校イントラネットシステムの構築状況について、ご報告申し上げます。

こちらの件につきましては、昨年度、新宿区立学校イントラネットシステムの構築ということで、当委員会でご承認をいただいたところです。ところが、まだ不確定要素といえますか、

概要がはっきりしていない部分がありましたものですから、運用する段階において報告するようにというようなことをおっしゃっていただいております、本日、その報告ということでさせていただきます。

1枚おめくりください。概要ということで、まず全体像をお話しさせていただきます、前回ご議論になったところを中心に説明をさせていただきますと思います。

新宿区立学校の情報化全体構想ということで、カラーの絵がございます。これで全体構想を簡単にご説明申し上げます。

二重の輪がかいてございますけれども、各学校のイントラネットシステムを2つつくるということを考えてございます。水色の部分が教職員用ネットワーク、外側の緑色のものが教育用ネットワークと申しまして、外側の部分は教室、主に授業等で使うネットワークということでございます。特に個人情報を使う部分につきましては、内側の水色の教職員用ネットワークということで、職員室、校長室、保健室等をつなぐネットワークでございます。

開発の目的ですが、校務を効率化をして、教員の負担を減らし、子どもに向き合う時間をつくるということが一つ。それから、現在学校でばらばらに対応しております、そういう事務事業という、パソコンによる事務というものを一本化をしまして、高度なセキュリティを確保していきたいということでございます。3つ目としまして、教員のICT活用能力を向上させていきたいというような目的で、今後3年間をかけて全体を構築していくものでございます。

データは、新宿区は小学校29校、中学校11校、特別支援校1校ということで、合計41校をネットワークでつなぎまして、左下に書いておりますデータセンターというところにデータを保管するものです。

また、一番下のところに自宅というということで書いてございますが、常勤の教員は自宅からも一部作業ができるというようなシステムになっております。この辺も前回の審議会でご議論いただいた点ですので、1枚おめくりをいただきまして、この点についてまずご説明を申し上げます。

自宅からの外部アクセス概要ということで書かせていただいております。左側の職員室からのアクセスにつきましては、校務用のパソコンからWTSサーバというものを通じて、校務支援サーバ、ファイルサーバ、両方アクセスができますというような絵でございます。

それに対しまして、その下の自宅からのアクセス概要というところで、自宅からつなぎますと、外部アクセス用WTSサーバを経まして、機密情報が入っている校務支援サーバについてはつながらないと。その他のファイルが入っておりますファイルサーバについてアクセスが可

能であるというような仕組みを構築してございます。

具体的にどういう業務をこの2つのサーバは分けるのかということが右側に書いてございます。許可する業務の範囲ということで、個人情報が含まれないものは自宅からも作業が可能な状況にしたいということで、教育課程関係では、例えば行事の計画であるとか、学校要覧であるとか、学校案内であるとか、こういったものを、こちらに書いてあるものについては自宅からも作業が可能な形で構築します。

許可しない業務の範囲ということで、個人情報が含まれるもの、出席簿であるとか、生徒の名簿であるとか、成績関係の書類であるとか、そういうものについては自宅からは一切アクセスできないというような形で構築をしているものでございます。

また、権限、管理権限、どこまで見せて、どういうふうに管理するのかというようなことが前回ご議論になっているようですので、次のページ以降、多数資料をつけておりますが、簡単にご説明させていただきます。一般教員用W T S デスクトップという資料がございまして、これが一般の教員がパソコンを開いたときの画面のイメージの図でございまして、マイコンピュータというところを開きますと、右側の枠の中のものがあらわれます。ファイルの構成でございまして、右上の2つ、資料見づらくて申しわけないんですが、黄色のかぎがついている、これがかぎのイメージ案でございましてけれども、こちらが機密を入れておくフォルダというような形になってございます。一般的に個人情報が含まれないものについてはかぎのないフォルダに入れると、こういうような仕組みになってございます。

また1枚おめくりをお願いいたします。こちらは一般教員ではなくて、校長、副校長、管理職用のパソコンの画面のイメージでございまして、先ほどのに加えまして、管理職用の機密であるとか、そういったフォルダが用意をされているところでございまして。

それをツリー状にあらわしたのが次のページ以降のものでございまして。校務用の機密のフォルダ構成、校長が開いた場合、副校長が開いた場合、一般教員が開いた場合ということで、こちらに図示をしてございます。

また、次のページでございまして、管理職用の機密を開いた場合のフォルダの構成、校長、副校長の部分がございまして。

次のページが一般の教員の個人用の機密ということで、こちらは空になっておりますけれども、これについてはそれぞれ個人がフォルダをつくっていくような扱いでございまして。

ページが打ってなくて申しわけないんですが、同じような形でそれぞれフォルダ構成がツリー状でお示しをしてございます。アクセス権限ということで少しご説明をさせていただいた

いんですが、細かいマル・バツのついている表を少しごらんください。また、ページの一番下に小さく1と書いてありますが、よろしいでしょうか。

こちらをごらんいただければ、それぞれの役職によってどこまで業務が見られるのかというのがわかりいただけるかと思えます。左側に先ほどご説明しましたフォルダの構成がございまして、上側にだれがという部分の記載がございまして、大きく3つに分けておりまして、自学校と書いているのが自分の学校の部分、次がほかの学校の部分、一番右側が教育委員会の事務局というようなことです。

この表、細かい表でございまして、については中のファイルを読み書きができると。については見ることができると。については読むことも書くこともできないと、アクセスできないと。そのようなことで、校長については、こういうものが見られるし、書けます、見られませんとかというのが、一つ一つのファイル上、こういう定義をして、個人情報を守るというような扱いになってございます。

また、一番下にございまして、については、自分の情報の部分だけ読み書きができるというような扱いになってございます。

次ページ以降、同じような形でそれぞれの細かいフォルダ構成につきまして、だれが読める、だれが書ける、アクセスできない、そういったものが職種ごとに、校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、一般教諭、養護教諭、あとは講師、栄養士、スクールカウンセラー等々、それぞれ権限を振っておりますので、こういう形で管理していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、大変雑駁ですが、前回のご審議、ご承認を受けまして、ご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

【会長】ありがとうございました。

ご質問がございましたらどうぞ。

【川村委員】前回、諮問のときに私じゃなくて、あざみ委員が、私ども質疑もさせていただきまして、いろいろ懸念といいますか、事項を指摘して、そのときは反対ということにさせていただきまして、ただ、本格稼働ということを前にして報告いただけるようにということで、きょうご報告いただいてありがとうございます。

それで、事業そのものについては、本当に教員の方の事務作業といいますか、事務処理の軽減になるのかというふうなことで、そういうことは、そういう思いはあるんですけども、きょうは個人情報のほうですので、そこに限定してお伺いしたいんですけども、一つは、い

よいよ4月から本格稼働ということで、前回の諮問の中では、システム開発のときに個人情報の登録は確定しないということで、実際に稼働させていく上で記録項目ですね。これは入れ込んでいくのは教員の方というふうに向っていたというふうに引き継いでおるんですけども、その点については、現状この記録項目の入れ込みの作業が、どなたがどういう形でされているのか。また、この記録項目については、この1、2、3、4ということで出ておりますけれども、この項目について、すべてその入れる方がされているのか。内容によっては、個人情報との関係で言えば、第14条ですとか、個人情報に業者の方が触れるということになっていかないのか。その点、まとめてお伺いしたいと思います。

【新図書館・学校情報化推進担当】お答えをさせていただきます。

昨年いただきましたご承認につきましては、イントラネットシステムの構築ということでご承認をいただいているところです。それで4月から、新年度になりまして契約の準備を進めて、構築作業を進めてきたところです。

構築につきましては、プログラムを書くというようなのがメインかと思いますが、いざ運用ということで、また別途運用保守の委託をしておりますが、セットアップという意味で、教員の氏名、児童生徒の氏名、あるいはもろもろの情報ですね。時間割であるとか学校の行事であるとか、当初入れておくべきものについては運用会社が代行で入力をいたしております。運用が始まってからは当然、例えば児童生徒の出欠であるとか、もろもろの日々の情報については、教員、事務職あるいは養護教諭等々が職務の中で分担をして入力をしていくと、そのような扱いでございます。

【川村委員】そうすると、確かに実際運用に当たって、教員の方がこれを全部入れるということは、立ち上げの段階ではこれは大変なことだと思いますので、そういう対応も現実的なのかなというふうに思うんですけども、そこで確認なんですけれども、そうすると今のお話だと、この記録項目の中の氏名ということしかちょっと出てこなかったんですが、この記録項目で言えば、どこのところを運用会社さんのほうで入れ込んで、基礎的な情報として入れ込むんでしょうか。

【新図書館・学校情報化推進担当】氏名と、それから教員の場合については、先ほどご説明をしましたように、校長とか副校長とか主幹とか、役職によって権限が違いますので、その部分についても当初からセットアップで入力をしてございます。

【川村委員】そうすると、今のお話だと、児童生徒の氏名と、あと教職員の役職という、限られたところだけが運用会社さんのほうでやられるところで、あとの項目については、教員の方

なり、いわゆるアクセスして書き込みできる権利のある方がやられるということだと理解すればよろしいでしょうか。

そうであれば、逆にこの記録項目ということは、項目として入れ込めるようにはなっているとは思いますが、各学校ごとの必要性に応じて入れ込んでいくという、実際的にはそういう形になるのでしょうか。

【新図書館・学校情報化推進担当】そのとおりでございます。必要のない項目については記録する必要がございませんので、業務で使うもののみ入れていくというような扱いでございます。

【川村委員】わかりました。具体的に、見られる、書き込めるということの項目も細かく出しておりましたけれども、当初お伺いしていましたが、質疑していた内容よりも限定的で、最小限のものになっているんだらうなというふうには思いますので、その点は理解はできるかなというふうには思っております。

実際に教員の方の事務負担の軽減になれるのかという点については、また機会をとらえて質疑をさせていただきたいと思います。

以上です。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ。

【林委員】あのとき、私はちょっとお願いして、これだけの配慮をいただきまして資料をつくっていただきまして、やっぱりちょっとあのときには自分自身は異議なしというふうに手を挙げにくかったので反対をしたんですけれども、これでよくわかりました。まず、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それと、校長によればすべてですけれども、最大権限を持った方はすべてですけれども、一般の、例えば教員に限ってですけれども、これは要するにコピー可能だと思うんですね、この情報は。コピー可能であるということになると、まず一つは。それでそのコピー、コンピューター持ち出しをしなくてもコピー、個人情報の保護ということで今伺うんですけれども、このコピーを持ち歩くということの厳禁というような形の、教員に指導されるかどうかはまず1点ですね。要するになぜかということ、去年、報告を幾つか受けた中に、膨大な数百名の生徒さんのあれが、教師がなくしちゃうというのが、新宿区のあるところでありましたよね。ああいうようなことに関連で申し上げるんですけれども。

それともう一つは、一般的に許されている、一般の生徒さんとか父兄が、この情報は他者の、他の生徒さんの指導内容だとか成績の内容だとかというのは、これ全部出ていますけれども、

そういうようなことというのは、絶対見られませんか。

【新図書館・学校情報化推進担当】1点目のコピーにつきましては厳しく制限をかけておりまして、教員1人1台にパソコンを配るんですが、そのところからデータをコピーするということはできません。

【林委員】コンピューターそのもの、PCを自宅に持ち帰ることは、いろいろ他山の石でされたかどうかなんだけど、持ち出しは可能なんですか。

【新図書館・学校情報化推進担当】ご説明が悪くて申しわけないんですが、このシステムは、コンピューターはただの箱ということで、そのコンピューターを持っていかれてもコンピューターには何も残らないようなシステムになっております。シンクライアント方式と申しますけれども。

【林委員】そこがどうかなと思って。そう言っていたかないとわからない。

【新図書館・学校情報化推進担当】ごめんなさい、説明が。

そのためにデータセンターというのを立てまして、セキュリティが強固なものに、データをそこに集約して、たまさか学校からパソコンが盗まれるとか、そういう事故があっても……

【林委員】わかりました。そうすると、次の質問をお願いします。

【新図書館・学校情報化推進担当】指導のものについて他者が見られるということは絶対ございません。その情報公開につきましては従前どおりの対応ということで、このシステムが入ったからというところで変わるようなことはございません。

【会 長】ほかにございますか。どうぞ。

【かわの委員】私もちょっと、前回の議論は全く聞いていなくて初めてなものですから、ちょっとそういう議論があったのかどうかあれですけども。

言ってみれば、情報を保護するとか、あるいは守っていくということからすると、できるだけいろんなところでいろいろ操作ができるというよりも、できるだけ固めればよいと思うんですけども、自宅で、もちろん限られてはいるんですけども、自宅でできるというふうになったのか、したのかわからないですけども、これはどこからこういう。要望が何かあったり、あるいは教育委員会としての方針があったのか、その辺はどうなんですか。

【新図書館・学校情報化推進担当】自宅からのアクセスについては、非常に重要なことということで考えました。

といいますのは、教員の業務の特殊性とでも申しましょうか、教材をつくるようなことは、日常的に教員というのはやっているような状態がございます。あすの授業の準備ということで

教材をつくる場合もございますし、また、読書をして、来週の授業になるか1年後の授業になるか、おのれの資質を高めるということで日々研修しているという意味では、自宅でも学校でも教員はずっとやっているというようなことでございます。そのため、教員については超過勤務手当がなくて、一定の割合で手当が加算をされているというような扱いになってございます。

我々としては、こういうセキュアな仕組みをつくりまして、教員が教材をつくるようなものを支援するようなシステムを一つ用意しましょうということで考えました。その中で、やはりどうしても学校の中ではできないような個人情報の全く入らない学級だよりであるとか、そういったものについても一部教員にやらせたほうが、そういう仕組みを構築したほうが、逆に個人情報の保護なんかにもなるのではないかと。不要なものを持ち出さないというような意味合いで、ある程度させるような仕組みを用意しまして確保すると。そういう状態を確保することで、一応自宅からのアクセスというような形でこういうことを考えたわけでございます。

【かわの委員】ということは、いわゆる先生からのそういう要望というよりも、主として、区の教育委員会としてそういう方向を示したということですね、今のお話ですと。

【新図書館・学校情報化推進担当】教員からの要望を当然踏まえまして、区のほうもその辺は教員のための環境を用意したというようなことでございます。

【かわの委員】確かに現状だって、もちろんふるしき包みで持って帰るという実態はきっとあるんでしょうけれども、ただ、やっぱり今まで紙ベースでやったのと、あるいは自分でやったのと、こういう形で、まさにデータセンターまでつながるといのはかなり違うと思うんですよ。そうなったときに、例えば自宅でこういう形でデータセンターにつなげるというのは、まさに自分の時間じゃない、いわゆる私の時間じゃないわけですよ。公的な時間だというふうに思うんですよ。

しかし、その辺を今言ったように、超過勤務がないとは言えども、その辺が極めてあいまいになって、そういうところから管理がずさんになっていくという、そういうことも、当然今までだってそういうことがあったわけだし、そういうふうになってくるわけですよ。帰りに飲んでいてちょっと忘れちゃったとかということだって、それは公的なものだというふうにしっかり認識していればそういうことは起きないはずなんだけれども。だからそういう私時間でもやらなきゃいけないというような、こういうことというのは、僕はやっぱり、確かに学校教育を進めるほうからすると、これはこれですごく便利なのかもしれないけれども、少なくとも個人情報保護だとか、あるいは情報の漏洩を防ぐという観点からすると、自宅に限られたこ

ととはいえ、こういうことができるというのは、もっとやっぱり自宅でできるものというのは本当に絞っていかないと、そういう情報の漏洩というのか、出ていくということが、大変私は危惧されると思いますので。

下手をすると、多分もっとどんどん、職員からすればもっといろんなことを自宅でやらせてほしいという声が出てくるんじゃないかという気がするんですよ。そこを教育委員会がしっかり、そうじゃなくて、かえってもっと僕は絞るような、そういうような形にしていかないと必ず事故が起こってくるんじゃないかということを大変危惧をしますので、いかがでしょうか。

【新図書館・学校情報化推進担当】ご指摘のとおりだというふうに思います。例えば1点は、どうしても持ち帰るといような実態はあろうかと思えます。個人情報が含まれていないものについても、ただ、こういう仕組みを構築することで、持って帰るものを置き去りにするとかいうのが防げるという仕組みが一つございます。

あと、もう一つ、こういう仕組みを構築する上で、我々は教育委員会としましても、教員に対して寝ないで仕事をしろというようなことを決して押しつけるといいますか、そういう形で作っているものではありません、当然。教員が少しでも、時間的にも負担的にも効率化できるところは効率化して、あいた時間で子どもと向き合える時間を少しでもふやしていきたいという意味でのこういう仕組みをつくったということでございます。

運用上、これが認められてだんだん広がっていく、ずさんな管理というようなことをご指摘をいただきましたけれども、その辺は教育委員会として、運用上、一定のたがというんですか、あくまでも本来的には仕事を自宅ですということは好ましくないというのがどうしても大前提にございますので、一定の制限は運用上加えていきたいというふうに考えてございます。

【かわの委員】最後にします。今のそういう、先生が自宅に持って帰って仕事をするということ、言ってみれば教員のそういう労働条件とか何とかについては、それは別の話ですから……

【久保合介】この審議会の問題じゃないじゃない。

【かわの委員】いや、だからそれは別の話だからと言ったじゃないですか。別の話だから、そこでやってもらうにして、私はやっぱりあくまでも、こういう情報をしっかり、個人情報を守っていくという立場でこれを進めていく中でやっぱりきちっと、時々を検証していく必要があるだろうというふうに思いますので、そこについては申し上げておきます。

以上です。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ。

【副会長】学童からの情報の訂正権というのはどういうふうになっているかなと思うんですね。これは自分の学童と、担任というか、担任の先生ぐらいの問題ならいいですけども、多分、担任の先生がいるんな情報を入力するんだと思うんですよね。人間だから誤記もあるかもしれないし、誤った評価をしているかもしれない。それが担任の先生の範囲で使われているならまだいいけれども、これを見ますと、そういう情報をいろいろな人が利用できる状態になりますよね。そうしますと、誤記とか変化に対する記録のチェックとか、そういうものが漏れているとすれば、個人が不利益を受ける可能性がありますよね。そうすると、この個人情報、これだけ広く利用者が広がるとすれば、やはりどこかに学童か保護者かの閲覧と訂正権を認めないと、やはり個人情報としては問題があるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

【新図書館・学校情報化推進担当】当然、生徒として自己情報の開示請求とか、そういう制度がございます。その辺は紙の情報でも電子の情報でも当然認められる権利だというふうに思っておりますので、その辺の扱いは変えずに、例えば個人に対して通知表がいくとか、そういったもので情報が間違っていれば当然変えていくというのは、今までと何ら変わるものではないというふうに認識しております。

【副会長】今の私が申し上げたのは、紙ベースとそのデータの違いの問題を言っているわけですね。紙で正確だとしても、データになったときに変わって、あるいはそこで何らかの、さっき申し上げた誤入力、例えば、わかりませんけれども、成績で80点というところを、打ち間違えて50点と仮に入るとしますよね。そういうことのチェックというのはないだろうかということ。

【新図書館・学校情報化推進担当】その辺の80点、50点、わかりやすい例を挙げていただきましたけれども、その辺も今までどおりの、今までも紙でやっていたとしても、あるいはパソコンの個別のソフトを使っていたとしても、誤入力の可能性というのは変わらないというふうに認識をしております。自己情報開示権等々の権利も当然同じようにございますので、今までよりもエラーが多くなるというような認識は、特にはしておりません。

【林委員】それで、私、先ほど表現は違いますけれども、そこが一番危惧されるので、保護という点で申し上げただけけれども、このアクセス権は全生徒、小学生でも中学生、生徒に与えるんですか、それとも父兄に与えるのか、だれがどういうふうに利用できるのか、どういう方法でやるのか、方法論がちょっとわからないので。

そうすると、もしそうだとするならば、ある学童のところに友だちが集まってきて、IDか

何かを入れたとしますね。ちょっとアクセス方法、これまだよく読んでいないんですけども、そうすると、A君がやれば、B君も同じコンピューターでやり出せば、全部出てくるわけですよ。そうすると、今おっしゃったようなあれが、あれということが出てきちゃうと。だからアクセス権をだれに与えるのかなと思うんですけども。

【新図書館・学校情報化推進担当】先ほど一番最初に冒頭に二重の輪でご説明させていただきましたが、小さいほうの輪の校務、学校の先生が職員室で使うほうのネットワークにおいては、子どもについてはアクセス権等々は一切考えておりません。アクセスできるのは、細かい表でお示しをした校長、副校長、学校の職員、それから教育委員会事務局の人間だけということで考えてございます。

そのほかの間違い、誤入力、その辺については、今までもテストの点数、当然紙で、またテストなんかも残りますので、そういったものを使って自己情報開示権等々を認めることで担保していきたいというふうに考えてございます。

【林委員】ということは教職員以外は一切アクセスは、もう明確にしないという、ただのボックスという方法をとるということですね。それだとよくわかりました。

【会 長】ありがとうございました。

もう十分でしょうか。

それでは、この件に関しましては了承ということでよろしいですか。どうもありがとうございました。

遅くまで大変熱心に議論していただきまして、本当にありがとうございます。どうもご苦労さまでした。

【区政情報課長】事務局から連絡事項だけ。本日は本当に審議時間が大幅に超過して申しわけありませんでした。

2点だけお願いします。1点目は特記事項の件ですけども、ハードディスクの内容の消去ですとか、そういった部分については、副会長のご指摘がありましたので、本日のものも含めて、どういう形で明記するか検討させてください。次回の審議会でご報告いたします。

それから2点目、久保委員からご指摘のありました内容、そういった情報項目の中での生年月日ですとか年齢につきましては、申しわけありませんでした。こちらの精査も漏れていましたので、生年月日、物によって違いますけれども、基本的には生年月日という形で、生年月日が要らない場合もあるので、生年月日と年齢と両方があるという形ではなくて、生年月日もしくは年齢だけという形にさせていただきたいと思います。

今回は、1月29日金曜日の午前10時からとなっております。同じこの委員会室ですので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

【会 長】どうもありがとうございました。

じゃ、これで終了いたします。どうもご苦労さまでした。

午後4時48分閉会